

令和2年第4回定例会

# 鋸南町議会会議録

令和2年6月9日 開会

令和2年6月9日 閉会

鋸南町議会



## 令和2年第4回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	鋸南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
発議案第2号	国における2021年度教育予算拡充に関する意見書(案)について
発議案第3号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)について
議案第1号	鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	鋸南町国民健康保条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	鋸南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	令和2年度鋸南町一般会計補正予算(第2号)について
議案第7号	令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第8号	令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第9号	工事請負契約の締結について(海洋センター改修工事)
報告第1号	令和元年度鋸南町水道事業会計予算繰越報告について

## 令和2年第4回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程〔第1号〕	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
町長からの提案理由の説明並びに諸般の報告	6
一般質問	9
大塚 昇 議員	9
早川 正也 議員	14
竹田 和明 議員	22
笹生あすか 議員	32
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
会議時間の延長	63
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
報告第1号の説明	66
議事日程〔第1号の追加1〕	68
追加日程の決定	69

追加議案に対する提案理由の説明 .....	69
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	70
閉会の宣言 .....	71

鋸南町告示第47号

令和2年第4回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年6月5日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 日 時 令和元年6月9日 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場

令和2年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和2年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 一般質問（4名）  
4番 大塚 昇 議員  
2番 早川 正也 議員  
3番 竹田 和明 議員  
1番 笹生 あすか 議員

本日の会議に付した事件

議案一覧表に同じ

出席議員（11名）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 笹生 あすか 議員  | 2番 早川 正也 議員  |
| 3番 竹田 和明 議員   | 4番 大塚 昇 議員   |
| 5番 青木 悦子 議員   | 6番 笹生 久男 議員  |
| 7番 渡邊 信廣 議員   | 8番 小藤田 一幸 議員 |
| 9番 鈴木 辰也 議員   | 11番 笹生 正己 議員 |
| 12番 平島 孝一郎 議員 |              |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| 町 長 白石 治和    | 副町長 内田 正司       |
| 教 育 長 富永 安男  | 総務企画課長 平野 幸男    |
| 税務住民課長 加藤 芳博 | 保健福祉課長 杉田 和信    |
| 地域振興課長 飯田 浩  | 教 育 課 長 福原 規生   |
| 建設水道課長 平嶋 隆  | 会 計 管 理 者 寺本 幸弘 |
| 総務管理室長 安田 隆博 | 監 査 委 員 柴本 健二   |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹生 矩義 書 記 村上 真理

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

[開会のベルが鳴る]

### ◎開会の宣言

#### ○議長（青木悦子）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和2年第4回鋸南町議会定例会を開会致します。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

#### ○議長（青木悦子）

配布漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（青木悦子）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、笹生久男議員、7番、渡邊信廣議員の両名を指名致します。

### ◎会期の決定

#### ○議長（青木悦子）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る6月2日、午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 笹生正己議員。

[議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇]

#### ○議会運営委員会委員長（笹生正己）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る6月2日、午前10時から議会運営委

員会を開き、令和2年第4回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協議致しましたので、ご報告致します。

今定例会の会期は、本日1日とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案3件、町長提出議案8件及び報告1件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、発議案第1号から議案第8号までを順次上程の上、質疑、討論、採決をお願いし、報告第1号の説明を受けます。

次に、一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、大塚昇議員、早川正也議員、竹田和明議員、笹生あすか議員、以上4名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁を含め60分以内とし、そのうち1回目の質問時間は15分以内とし、再質問は1問1答方式で、回数は定めないと致します。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

ただいまの議会運営委員長から報告ですが、今定例会の会期は本日1日とし、一般質問については、通告のあった議員が4名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は1問1答方式で、回数は定めないとのことです。

お諮り致します。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定致しました。

### ◎諸般の報告

#### ○議長（青木悦子）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書のとおりです。

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○議長（青木悦子）

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

### ○町長（白石治和）

本日、ここに令和2年第4回鋸南町議会定例会をお願い致しましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本定例会に、町長として、ご提案申し上げます議案は、条例の一部改正が5件、一般会計、国保会計、介護保険会計の各補正予算で8議案でございます。その他、水道事業会計予算の繰越報告1件であります。

一部の議案を除き、新型コロナウイルス感染拡大の防止と、感染拡大の影響を受けている地域経済や町民生活を支援するための議案でございます。緊急事態宣言は解除されたものの、第2波、第3波の懸念もあり、早期に対策を講ずる必要があることから、条例の改正及び補正予算をお願いをするものであります。それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号は、鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について、でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等により、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止措置による影響の緩和を図るため、納税者への特例措置を講ずることとされました。固定資産税、軽自動車税及び町民税における特例措置を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案の第2号が、令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、であります。総務省及び厚生労働省連名通知により財政支援が示されたことから、被害者に賦課する令和2年度分の国民健康保険料、介護保険料の減免を行うなど、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案の第3号。鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、でございますが、厚生労働省からの要請により、新型コロナウイルスに感染した時又は感染が疑われる時に労務に服することができない被用者に対し、傷病手当金を給付することができることとされたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案の第4号は、鋸南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、でございますが、厚生労働省からの要請により、新型コロナウイルスに感染した時又は感染が疑われる時に労務に服することができない被用者に対する傷病手当金の給付を千葉県後期高齢者医療広域連合において実施をすることから、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案の第5号は、鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、でございますが、消費税等の税率引き上げに伴い、低所得者区分の標準保険料率を引き下げるため、所要の改正を

行おうとするものでございます。

議案の第6号は、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第2号について、でございますが、今補正予算は歳入歳出それぞれ2億5,799万2千円を追加をし、歳入歳出の総額を50億1,909万8千円とするものでございます。始めに、歳出の主なものを申し上げます。

議会費では、議員報酬の削減に伴い226万9千円の減額。

総務費では、公共施設等個別施設計画策定業務委託754万6千円、コミュニティ施設修繕補助金1,058万円、一般コミュニティ助成事業助成金250万円。

民生費では、介護保険特別会計繰出金1,802万4千円、子育て応援給付金510万円、復興ボランティアセンター補助金161万2千円。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための非接触型体温計などの購入費308万円、特定検診等事業支援助成金180万円。

農林水産業費では、農業者等事業継続支援金1,380万円、漁業者等事業継続支援金360万円。

商工費では、地域商品券発行事業4,153万9千円、中小企業等事業継続支援金1,810万円。

消防費では、地域防災計画修正等業務委託484万円、第1分団詰所改修工事等3,930万円、第2分団詰所改修工事費4,235万円。

教育費では、ギガスクール環境構築等4,593万2千円、パソコン使用料274万6千円の減、絵画用額108万2千円でございます。

次に、歳入でございますが、国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,718万9千円は、国の1次補正により創設をされた交付金で、新型コロナウイルス感染拡大の防止と、地域経済や町民生活を支援するため、7つの事業への充当を予定しました。

財政調整基金繰入金は6,521万円で、今補正後の財政調整基金残高は、5億7,475万2千円を予定をしております。その他の財源につきましては、歳出に充当する特定財源でございます。

議案の第7号。令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、でございますが、今補正予算は、歳入歳出それぞれ370万円を追加をし、歳入歳出の総額を12億78万8千円とするものでございます。補正の主な内容は、傷病手当金支給に伴う保険給付費370万円でございます。

議案の第8号は、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号について、でございますが、今補正予算は、財源変更による補正をするもので、歳入歳出の総額に増減はございません。歳入として、介護保険料1,802万4千円の減額、一般会計繰入金1,802万4千円の増額でございます。

次に報告第1号、令和元年度鋸南町水道事業会計予算繰越報告について、でございますが、地方公営企業法第26条の規定により、予算繰越について報告するものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

役場窓口でお納めいただいた県税の取扱状況について、ご報告を申し上げます。本年6月1日現在で、自動車税270件932万700円、法人事業税1件1万7,900円、法人県民税3件6万1,700円、不動産取得税2件で、7,900円、合計で940万8,200円の取扱いとなりました。県税取扱手数料の2パーセントが町へ繰入されることから、18万8,164円が繰入されることとなります。町民の皆様のご協力に感謝を申し上げる次第でございます。

次に災害義援金ですが、去る5月14日に、第2回鋸南町災害義援金配分委員会が開催され、鋸南町の2次配分を決定をし、5月26日に被災者の方々に支給を致しました。当初、千葉県との2次配分に合わせて支給する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症予防等により、被災者の家計にも影響を及ぼしていることを鑑みまして、早期配分に至りました。

配分額は、人的被害及び半壊以上の住家被害に対し2万円を、一部損壊の住家被害に対し1万5千円を支給しております。なお、追って5月28日に千葉県の2次配分も決定し、住家被害の全壊30万円、大規模半壊・半壊15万円の配分が決定を致しました。今後、支給の手続きを進めて参ります。

なお、毎年この時期に報告させて頂いております5月23日に実施予定でありました530運動、6月に開催予定でありました鋸南町観光協会主催の鋸南町白キス沖釣り大会、6月14日に開催予定でありました安房支部消防操法大会は、いずれも新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となりました。加えて本年度は、海水浴場についても開設をしないこととしましたので、報告致します。

次に老人福祉センター・笑楽の湯・貸切風呂及び佐久間バーベキューハウスの再開について、ご報告を致します。老人福祉センター・笑楽の湯・貸切風呂は、6月2日から、佐久間バーベキューハウスは、本日から再開致しました。再開に当り、検温・手指消毒などを利用者にお願をし、3つの密を避ける等の対策を講じ、感染症の予防に努めて参ります。

次に教育委員会関係について、申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休校しておりました学校をはじめ、教育関連施設の状況についてご報告致します。幼稚園、小学校、中学校は緊急事態宣言が終了致しましたので、6月1日から再開致しました。再開に当り、3つの密を避けるため、マスクの着用、手洗い、換気など基本的な対策を継続し、感染及び、その拡大リスクを低減しつつ、教育活動を実施をして参ります。

また、中央公民館は6月2日から、資料館及び海洋センターのプールは、本日から再開致しました。これらの施設につきましても、学校同様に感染症対策を実施をして参ります。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしく、お願い申し上げます。

## ○議長（青木悦子）

町長から提案理由の説明並びに諸般の報告がありました。

報告事項ではありますが、確認したい点がございませうか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了致します。

**◎一般質問**

**◎4番 大塚 昇**

**○議長（青木悦子）**

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、4名の議員から通告がなされております。

はじめに、大塚昇議員の質問を許します。

質問席へ移動してください。

〔1番 大塚 昇 質問席につく〕

〔ベルが鳴る〕

**○1番（大塚 昇）**

次の2件について質問します。1件目、地域の高齢者福祉・介護の現状について、マル1、疾病を抱えた高齢者の支援には、医療と介護を一体とした生活全般を視野に入れた地域包括ケアシステムの整備が進められている。

当町は、高齢化率は高いが、比較的元気で働き、活動している人が多いとみられる。昨年の台風被害、今般の新型コロナウイルス対応で要介護高齢者・介護者・介護事業所並びに医療機関は、非常に影響を受けている。介護実態として、要支援者数・要介護者数は、どの様に推移して、現状はどうか。

マル2、保健福祉・介護保険事業計画の中で、ケアワーカーや生活相談員、ケアマネジャー、栄養士、看護師などが、高い水準のケアを展開することが、町全体の高齢者ケアの向上につながり、国・県などと連携した介護職の研修受講の奨励などにより、介護人材の育成・確保とスキルアップにつなげて促進すると述べている。介護職員の人材確保とキャリアアップに向け、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等の補助・助成制度と資格基準は、どの様になっているか。

2件目、防災避難所の復旧状況と備蓄品の在庫状態について。昨年の台風被害を受けて、損害箇所の修復を行っているが、今年も大雨・台風時期となるが、避難場所の復旧状況と防災備蓄品の在庫管理状態は、どうか。以上で、1回目の質問を終わり、答弁を求めます。

**○議長（青木悦子）**

大塚昇議員の質問について、町長から答弁をお願いします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和 登壇]

## ○町長（白石治和）

大塚 昇 議員の一般質問に答弁を致します。

1 件目の地域の高齢者福祉・介護の現状について、お答えを致します。

ご質問の1点目の、介護実態として、要支援者数、要介護者数は、どの様に推移をして、現状はどうか、についてでございますが、介護保険に係る要支援者数、要介護者数の推移は、平成29年度末において、要支援者95人、要介護者606人、認定者総数は、101人でありました。被保険者は、3,692人、認定者率19%となっております。

平成30年度末は、要支援者77人、要介護者629人、認定者総数は、706人でありました。被保険者は、3,684人、認定者率19.2%となっております。前年比で、認定者総数5人、認定者率0.2%の増、若干の伸びのなか、介護度が上がり、要支援から要介護への移行が増えたものとなりました。

令和元年度末は、要支援者81人、要介護者642人、認定者総数は、723人でありました。被保険者は、3,619人で、認定者率20%となっており、前年度比で、認定者総数17人増、被保険者が65人減となったこともあり、認定者率0.8%の増となっております。令和元年度の認定者総数の伸びは、平成31年4月末から令和元年7月末までの4ヵ月の前年同月比で、24人、29人、38人、42人増と毎月急激に増加をし、7月末は、年度最高認定者総数、738人となりましたが、それ以降は730人前後を増減し、令和2年2月末まで続いた結果となりました。年度当初の増加は、介護をしている方も年齢を重ね、ご本人も介護を必要となってきた事例などが生じております。

現状につきましては、令和2年4月末となりますが要支援者81人、要介護者639人、認定者総数は、720人であり、前年同月とほぼ同数となっております。

ご質問の2点目の、介護職員の人材確保とキャリアアップに向け介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等の補助、助成制度と資格基準は、どの様になっているか、についてでございますが、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修の補助、助成制度については、本町において、平成30年3月に鋸南町介護職員初任者研修等受講費等助成事業実施要綱を制定をし、同年4月から助成を行っているところであります。

助成対象者は、介護施設等に就労中に介護職員初任者研修、または、介護福祉士実務者研修を修了し、介護職員として引き続き就労している者、または、研修の修了した日の翌日から起算をして6か月以内に介護施設等に雇用され、現に就労をしている者、本町の住民基本台帳に記録されている者、研修受講に係る経費の助成について、国・他の地方公共団体からの助成を受けない者、町税に滞納が無い者、いずれにも該当される方としております。

助成金の額につきましては、受講費等の2分の1の額、ただし、公的助成以外の助成を受けているときは、当該助成金を控除した2分の1の額とし、また、初任者研修の場合5万円、実務者研修の場合10万円までの限度額を設けているところでございます。介護職員初任者研修及び介

護福祉士実務者研修の受講資格は、別段の定めが無く、無資格、未経験で受講できます。

なお、研修の内容は、講義と演習、実技で構成をされており、初任者研修は、9科目130時間、

介護福祉士実務者研修は、20科目450時間となっております。ただし、実務者研修を受講するにあたり、すでに初任者研修を修了されている方は、130時間が免除され、320時間となります。

2件目の防災避難所の復旧状況と備蓄品の在庫状態について、お答え致します。

避難場所の復旧状況と防災備蓄品の在庫管理状態はどうか、についてでございますが、はじめに、避難場所の復旧状況であります。町が指定する避難所は9か所存在します。うち昨年度の台風災害によりまして大きな被害を受けた避難施設は、道の駅保田小学校、鋸南中学校、海洋センター、旧佐久間小学校の4カ所となるわけであります。

各施設の復旧状況であります。直売所スペースの外壁等が被災した道の駅保田小学校は、4月の20日に工事が終了をし、復旧を完了をしております。体育館の屋根部分が被災した鋸南中学校は、7月末に工事完了の予定であります。アリーナの屋根及び高窓部分が被災をした海洋センターであります。台風関係の修繕は、7月末を目途に工事完了を見込んでおります。しかしながら、引き続き、長寿命化の修繕も予定をされていることから、避難所としての利用は11月の中旬になる見込みです。

また、バーベキューハウス佐久間小学校と体育館部分を除き、校舎棟全体に被害が及んだ旧佐久間小学校については、3月30日に校舎棟すべての解体工事が完了し、がれきの飛散の問題は解消されたところであります。

なお、旧佐久間小学校は、昨年の台風の被害により、避難所として現在も利用ができないことから、代替施設として、老人福祉センターを引き続き活用する方針であります。

続いて、防災備蓄品の在庫管理状態であります。町内に6カ所設置をしておりました防災倉庫は、昨年の台風によりまして、海洋センター脇の1カ所が倒壊をしてしまいました。以前も暴風被害を受け、風の影響を受けやすい場所でもあることから、現在は、海洋センターアリーナ内に防災倉庫スペースを設けております。その他の防災倉庫は、幸いにも被害はありませんでした。

備蓄品の在庫状況に関連申し上げますと、台風被害の直後、各防災倉庫に保管していたほぼすべての消耗品、備品類を有効活用し、避難所、災害現場での対処にあたらせて頂き、時またずして、国・県・足立区・辰野町などの他自治体の支援物資が入り、更に、個人や民間等からの支援物資も加わったことで、幸い切れ目なく被災者に支援物資を手渡すことができました。

今回の災害で配布をした防災備蓄品の傾向としては、暴風による住家被害が多発した災害であったこともあり、発災段階の需要は、屋根の雨漏り、外壁の破損等の復旧にブルーシート、土嚢袋、ロープ、防水テープなどに集中を致しました。同時に停電による食料への不安も生じたことから、アルファ米など日持ちする非常用食料への需要が高まりました。町内店舗が再開されるまでの間は、生活必需品の需要が徐々に増し、店舗再開とともに、沈静化に向かっていきました。

また、災害時の燃料確保などは、自治体単独では解決できないことが浮き彫りとなりまして、民間等と協力体制の必要性など今後の課題となりました。

現状の各防災倉庫に配備した備蓄品の在庫状況でございますが、今まで食料備蓄等は、人口の約1割程度を目安に行っておりました。しかしながら、今回の災害は想定以上のものであったため、各防災倉庫に保管をされていた非常食、水などは、ほぼ全てが無くなり、その補充に関しては、残りの支援物資の活用、更に昨年度中の町予算での追加の購入により、災害前の状態に戻り、ものによっては、保有数が増加をした品目もございます。また、災害時に各避難所、集会場等に配備した資機材類も点検を行い、各防災倉庫に再配備を完了している状況でございます。

本定例会の補正予算に計上をさせて頂きましたが、地域防災計画の修正業務を実施をさせて頂く予定でございます。昨年度の災害の教訓を踏まえまして、ご質問のあった避難所対策や防災備品の備蓄のあり方も含め、同事業の中で検討して参ります。

以上で、大塚昇議員の一般質問に対する答弁と致します。

**○議長（青木悦子）**

大塚昇議員、再質問はありますか。

大塚議員。

**○1番（大塚 昇）**

1点目の地域の高齢者福祉・介護の現状についての再質問ですが、介護保険に係る要支援者数、要介護者数の推移等から、要介護高齢者を支えてきた介護者自身の高齢化や台風被害により分母である被保険者の減少、並びに介護度の上昇に伴い、介護ニーズ・介護サービスの変化があると想像できます。引き続き介護予防を含めたケアシステムの中で住民の介護サービスの要請に応えるべきです。

2点目の介護職員の人材確保とキャリアアップにむけ、補助助成制度についての再質問であります。本町の当該助成事業は、制定してから日が浅いのですが、今までの実績とまた、助成希望者は年度により数に波があると思いますが、予算上の定数や予算額を超えた場合には、多少の柔軟性はありますか。以上です。

**○町長（白石治和）**

議長、訂正させてください。

**○議長（青木悦子）**

はい、どうぞ。

**○町長（白石治和）**

ただ今の議員に対する答弁の中で、平成29年度の末において、認定者総数を101名と、私が読んだと思いますが、これは1と7の間違いでございまして、701名でございますので、修正をお願いしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただ今のご質問にお答えを致します。まず、助成の件数でございますが、平成30年度におきましては、初任者研修につきましては、1件でございます。そして介護福祉士実務者研修におきましても1件。令和元年度になりまして、初任者研修につきましては1件、そして実務者研修におきましては3件という実績でございます。もう1点、予算上の定数といたしますか、予算額に関しては、平成30年度、令和元年度、そして今年度と3年間につきましては、初任者研修につきましては3件、そして実務者研修におきましても3件の予算ということで、先に町長から答弁ございました通り、各々の限度額を持って予算の編成に当たらせていただいておりますので、全部合わせて45万円の予算ということの中でさせていただいております。予算額を超えた場合には、その年度の中で補正予算等をお願いするような形でさせていただいて、対応を図って参りたい思っておりますので、よろしくお願い致します。以上です。

**○議長（青木悦子）**

大塚昇議員、再質問はありますか。

はい。大塚議員。

**○1番（大塚昇）**

2点目の防災避難所の復旧状況と備蓄品の在庫状態についての再質問です。

昨年の台風被害の報道で、防災に対して良い意味で一番記憶に残ったのは、千葉県内、停電時に県が備蓄所持していた非常用小型発電機は多量にあったのに、有効利用できなかったが、地方自治体でこの発電機を借りに来たのは2件だけだったとのことで、そのうちの1件が、鋸南町でした。知識を有効活用し、行動力があつたと私の記憶に残っています。台風被害では、幸い人命の損害はなかったのですが、本町の損害は、高い勉強代となっています。町では、これについて、検証委員会を立ち上げ、検証作業を行っていますが、報告書の作成等の進捗状況はどうなっていますか。以上。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

職員による検証についてお答え申し上げます。台風被害について、本年2月に全職員を対象に調査を行いまして、その調査結果を取りまとめた後に、この5月から室長以上による検証会議を行っております。

18項目に分類しまして、項目ごとに県の検証に倣いまして検証しまして、評価分析、解決の方向性を示すこととしております。この結果は報告書としてまとめる予定はございません。項目ごとに検証シートにとりまとめまして、検証の過程として地域防災計画や初動マニュアルの修正に反映していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

再質問はありますか。

はい。大塚昇議員。

**○1番（大塚昇）**

最後に一言。経験上、仕事は忙しくても気持ち地に余力を持ってやるのが上手くいきます。現在、世の中が色々ざわついていますが、そして大きく変わろうとしています。昔、奈良時代、天平の頃の書物の記録にも残っていますが、疫病が流行り天と地の異変が起こり、争いが起こったと記載されています。当時の疫病は然痘で、天地の異変は、干ばつ・飢饉、台風そして大きな地震です。今般、温暖化で台風被害があり、また新型コロナウイルス、疫病が世界で流行っています。何が起こるかわかりません。いざという時の防災・減災のため、日々の仕事は油断なく、余力を持ってやるべきだと思います。以上で質問を終わります。

**○議長（青木悦子）**

以上で、大塚昇議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、11時05分から会議を再開致します。

…………… 休憩・午前10時50分 ……………

…………… 再開・午前11時05分 ……………

**◎2番 早川正也**

**○議長（青木悦子）**

それでは休憩を解いて会議を再開します。

次に、2番、早川正也議員の質問を許します。

2番、早川正也議員。

[ベルが鳴る]

**○2番（早川正也）**

私からは、コロナ対策・経済振興について質問致します。昨年の台風による災害と年明け後の新型コロナウイルスの感染拡大予防による自粛等により、観光及び町の産業が受けた影響は計り知れません。台風からの復旧復興がまだ見通しがつかないうちに、今回の新型コロナウイルスによる自粛による観光客の減少と、年度末の歓送迎会や各団体の総会・会合等の中止を受け、町内の飲食業・農漁業・商工業・観光業など、様々な業種に大打撃を受けている現在ですが、今後は様々な対策をして、町民及び関係者一丸となって、今まで以上に知恵を絞り、鋸南町の産業を盛り上げ、発展させていければと思います。そこで2点質問します。

1点目、台風等の自然災害発生時における、町が管理する各避難所の新型コロナウイルス対策について。2点目、産業の復興に重要な役割を果たすのは観光業であるが、鋸山・道の駅保田小学校・

佐久間ダム公園等、名勝地・各施設における観光振興対策について伺います。

**○議長（青木悦子）**

早川議員の質問について、町長から答弁をお願いします。

白石治和町長。

**○町長（白石治和）**

それでは早川正也議員の一般質問に答弁を致します。

コロナ対策、経済振興について、お答えをさせていただきます。

ご質問の1点目、町が管理をする各避難所のコロナウイルス対策について、でございますが、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応は、令和2年4月1日付けで内閣府、消防庁国民保護防災部、厚生労働省健康局の連名により示されており、それに準じて対策を講じて参ります。災害が発生をし避難所を開設する場合に、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、感染症対策に留意をすることとされております。

主な留意事項の項目としては、指定をする避難所以外の施設を活用するなど、可能な限り多くの避難所の開設を検討をすること。避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討をしていただくことを周知をすること。保健福祉部局と連携をし、避難所への到着時に、避難者の健康状態を確認をし、その後の避難所生活開始後も定期的な健康状態について確認をすること。避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底をすること。避難所の物品等は、定期的に家庭用洗剤を用いて清掃をするなど、避難所の衛生環境の確保をできる限り整えること。避難所内については、十分な換気の実施、スペースの確保等に留意をすること。発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースを確保すること。避難者が新型コロナウイルス感染症を発症をした場合、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討することなどがその留意項目となります。

町の避難所対策として、災害が発生した場合、3密を避けるため、できるだけ避難所の分散が重要となる観点から、5月2日付けで、各区長さんに対し、各区で所有する集会施設等の積極的な活用とともに、自宅での安全確保が可能な方は、感染リスクを負ってまで避難場所に行く必要はなく、感染症等を避けるため、親戚・知人宅に避難をするなどの方法も視野に入れて頂き、本当に避難場所に行く必要のある方を、適切に受け入れられるよう協力をお願いを致しました。

想定される避難所の具体的な対応例としては、クラスター対策として名簿管理の徹底、一時的な車中の利用による分散のお願い、保健福祉課と連携をし、定期的な保健師の訪問による健康チェック等への配慮を行いつつ、防災備蓄品の拡充を考え、停電に備えた発電機など、物品補充を急ぐとともに、新たに感染症予防のための避難所等に設置する扇風機、間仕切りテントなどの追加補充など、災害検証会議での検討結果を踏まえて、必要と判断された防災備蓄品の追加調達を検討して参ります。

調達にあたっては、新型コロナウイルス感染症の対応地方創生臨時交付金の2次要望等の動向

を注視しながら、追加補正もお願いしたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症予防に係る、マスク、消毒液、非接触型体温計などについても、不足が生じた場合は、保健福祉部門と連携をしながら町全体の需要に対応できるよう防災部門でも調達を検討して参ります。

ご質問の2点目の、鋸山・道の駅保田小学校・佐久間ダム公園等、名勝地、各施設における観光振興対策について、でございますが、国では、令和2年4月7日に出された緊急事態宣言について、5月25日、感染状況などを踏まえて、緊急事態措置をする必要がなくなったと認められたため、緊急事態宣言が解除されました。

ただし、国民に対して、3つの密が重なる状況を避けるようにし、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底すること、日常生活や職場では、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり、室内において大きな声を出すことや歌うこと、密接した状況で吸気が激しくなるような運動を避けること、感染防止のために、頻繁に石鹸による手洗い、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないよう、室内の換気に注意をすること等、新しい生活様式や住んでいる地域の情報を確認をし、引き続き感染予防に協力が呼びかけられております。様々な国の政策支援により、人々の生活が徐々に平常に戻り始め、外出自粛要請が緩和されましたが、未だに都道府県を跨ぐ移動は慎重な対応が求められるところであります。

来訪される方にとって、立地に優れた都市交流施設道の駅保田小学校を観光の拠点として、保田小学校を訪れた方が町内の観光名所である鋸山、四季折々の景観が楽しめる佐久間ダム、パーベキューハウス佐久間小学校や天然温泉、貸切風呂のある老人福祉センター笑楽の湯や、町内飲食店などを周遊していただけるような取り組みを進め、関連する各箇所の案内板などの再整備も含め検討して参ります。

特に、現在取り組んでおります都市交流施設周辺整備事業は、現状の機能を補完をするとともに、新たな機能を加え、更なる集客を目指し、基本計画の策定を進めております。

また、南房総地域では単独の市町だけではなく、この地域を一体として広域的な取り組みを推進しており、安房3市1町と観光協会等で構成します南房総観光連盟や安房3市1町に富津市を加えた4市1町で構成します宿泊、滞在型観光推進協議会で新型コロナウイルス感染症収束後の観光客誘致の取り組みを進めていく方向でおります。

以上で、早川正也議員の一般質問に対する答弁と致します。

よろしく申し上げます。

#### ○議長（青木悦子）

早川議員、再質問はありますか。

はい、早川議員。

#### ○2番（早川正也）

町が管理する各避難所のコロナウイルス対策について再質問させていただきます。1つ目、国の避難所における新型コロナウイルスの対策については、各自治体が色々な工夫をして対応に当たるよ

うですが、本町でも、これまでの避難所だけでは避難する住民の受入れは難しいと考えます。新規避難所の場所、受入れ可能人数等をいつ頃までに把握して広報できるか伺います。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

新規避難場所、受け入れ可能人数等についてでございますが、昨年の台風19号での収容人数を基にしまして、新型コロナウイルス禍での大まかな受け入れ人数の想定はしてございます。指定された避難所が、被災あるいは工事等で使用できない施設もあることから、代替施設を追加するなどして町民の皆様にも周知をして参りたいと思っております。

時期につきましては、各区や関係者間での協議が整い次第周知をしたいと考えております。災害等の種類によって、使用できる施設が異なることや可能な限り親戚や知人宅を利用して頂きたいというような周知をして参りますので、各区の集会施設への避難についても呼びかけて参ります。また、災害の種類や規模に応じ、段階的に避難所を開設する必要もございまして、周知の方法については、工夫検討が必要でございまして、その辺はご理解を頂きまして、時間を頂きたいという風に思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○2番（早川正也）**

避難所での受け入れについて、受け入れ人数を超えて避難者が来た時の対応は、今回コロナウイルスでいろんな人数とか制約とかあると思いますけれども、それを超えてしまった場合、受け入れを拒否するようなことがあるでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

避難者が収容しきれない場合の対応ということでございますが、若干、町長からの答弁と重複しますが、自宅・近所・知人・親戚・地区の集会施設、避難場所を拡大して対処して参ります。必要最小限の避難者となるよう協議協力要請を求めまして、更に町民の皆様にも周知をして参りたいと思っております。そのうえで2メートルの間隔が取れず、また避難者を収容しきれない場合には、現場で対応可能な予防対策を講じた中で、災害に直面する避難者の人命を最優先に対処するというところでございまして、学校の教室等、更に開放することで避難希望者を収容できるよう努めて参りたいという風に思っております。その際は、これも重複しますが、マスクや手指消毒、体温測定、扇風機等による換気、それから体調不良の方については別に収容する、それからクラスターの発生に備えまして避難者名簿を確実に記載していただく等々、先ほど町長から答弁したことを徹底した上で必ず避難希望者を収容できるように努めて参りたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○2番（早川正也）**

コロナ対策・感染予防については、徹底した体制作りをお願いしたいと思います。新型コロナウイルス感染症予防にかかわらず、マスク等の備品、これから梅雨に入り豪雨災害等のリスクが増えてくると思いますが、いつ頃までに配備が完了するか、お聞きしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

備品等の配備でございますが、マスクは避難所用として、現在8,000枚用意してございます。それから保健福祉課の方で8,000枚備蓄をしておりますので、合わせて16,000枚について準備ができております。また手指消毒液については、避難所用として6月の末までに50本ほどの購入を予定しております。それまでの間は、保健福祉課で所有しております、消毒液を転用して活用し参りたいと思っております。その他体温計については、保健福祉課で現在置いているものを代用致します。また追加での調達も現在進めているところでございます。その他扇風機や間仕切りテントといった今回の新型コロナの対策でございますが、こういったことについても総務企画課において防災資機材として調達を進めて行く予定でおります。加えまして、避難される方にはそれぞれマスク、消毒液等各自で用意をして避難していただくよう周知をして参る予定でございます。以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

早川正也議員。

**○2番（早川正也）**

コロナ対策については以上でございます。

続きまして、鋸南町の名勝地・各施設における観光振興対策について質問します。

鋸南町の名峰でもある鋸山についてですが、昨年、日本遺産の登録に向け協議会が発足していると思いますが、これについて経過はどうなっているのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

日本遺産登録に向け、協議会が発足しているその経過についてでございますが、昨年5月に富津市さんと協力致しまして、鋸山日本遺産認定推進協議会を発足し、その後協議を重ねて参りました。本年の1月21日に、県の文化財課を通じて文化庁の方に申請書を提出しております。その後の動きはないのですが、現在の状況を県の文化財課を通じて文化庁に問い合わせをお願いしました。そうしましたら、認定されたかどうかの発表につきましては、6月中旬ごろを予定しているとの回答を頂きました。現段階では、今年度の申請件数とその他情報が全て公表されてお

ませんので、今は、発表は6月中旬ごろになるだろうとそれだけしか情報としては持っておりません。よろしくお願いいたします。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○2番（早川正也）**

日本遺産という大きな遺産の登録に向けて考慮していきますと、来年には延期になりました東京オリンピックの開催があります。特に外国人の観光客の方が当町にたくさん訪れることが予想されます。鋸山を含め町内各施設での翻訳等、外国人観光客への対応についてお聞きします。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

外国人の方への観光情報の提供につきましては、現在ロープウェーであつたり東京湾フェリーであつたり、日本寺等、日本語の他多言語の町のパンフレットの配布をお願いしてございます。また道の駅保田小学校のコンシェルジュ案内所では、スマートフォンの無料翻訳アプリを使用して、外国人にも来客が対応できるようにしているようになっております。また、他の観光施設につきましても言語対応できる者がいない場合には、同様に無料携帯アプリ等を使って対応するようお願いしている他、千葉県の方で作成しております各種言語、今のところ英語と中国語ですけれども、指先GO、というものがございまして、そういったものを観光協会を通じて配布の方を行っているところでございます。この他食事をするのが考えられることから、今後は飲食店のメニューなども外国語表記ができるように、観光協会を通じながら、協議を進めて、作成のお手伝いをしていけたらいいなという風に思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○2番（早川正也）**

続きましては、佐久間ダムやバーベキューハウス佐久間小、先ほど町長の報告からもありましたが、本日からバーベキューハウスの方は開始するということでしたが、屋外や小規模での施設がありますが、これらについては予約制であり、コロナウイルス対策等ができる施設と考えられますが、施設の利用について利用人数等具体的な策といたしますか、対応はどのように考えていますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

佐久間ダム、それからバーベキューハウスについての施設利用についてお答え致します。佐久間ダム公園のキャンプにつきましては、6月1日から受け入れを再開しております。通常14張に對しまして、ソーシャルディスタンスを保つために半分の7張を上限として、予約を受け付け

ております。それからバーベキューハウス佐久間小学校については、本日から利用再開しております。複数の団体が重ならないようにするなど、3密を避け、また消毒を行う必要がありますから、平日は1組10名まで、土日祝日は、午前午後各1組10名までを上限として予約を受け付けております。両施設とも現状では県境またぎを防止するために、県内の在住者に限定しておりますが、それらについては今後の動向を踏まえまして、段階的に緩和をしていく予定でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○2番（早川正也）**

先ほど、今年度の海水浴場の開設は行わないと言いましたが、鋸南町の海や山にはたくさんの観光客が訪れることが予想されます。現に4月から5月の連休には海岸でのバーベキューや町内での山間部でキャンプをする観光客の姿が見えました。海水浴場開設を行えば条例等バーベキュー禁止条例とかありますので周知できるかと思えますけれども、先ほど行われなかったということで、これについての対策についてどうかお聞きします。

**○議長（青木悦子）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

山間部のキャンプということで、それについては佐久間ダムだけになろうかと思えます。今、総務課長の方がお答え致しましたように、ソーシャルディスタンスを守るために、通常よりも予約の基数を減らして対応しているところでございます。今後についても、早急に対応を進めて参りたいと思っております。また海水浴場につきましては、今議員もおっしゃいましたけれども、海水浴場の関係の条例、これによって海水浴場を含む一定の区域で禁止行為等の規定がなされておたつた訳ですけれども、不開設の場合はこの条例の適用はできないということでございますので、お願い事項となりますけれども禁止行為等について、看板等設置しながらお願いをしていくような対応を考えております。またこれらの対応については、利用者のモラルに頼るという部分が非常に大きくなることとなりますけれども、それ以外にも路上駐車、そういったものの抑制するために、今後、警察あるいは関係機関等と十分協議をしながら、対策を考えていきたいと考えております。

**○議長（青木悦子）**

早川正也議員。

**○2番（早川正也）**

先ほど山間部のキャンプというのがありましたが、あれは佐久間ダムではなくて普通の町道奥に入った、山の中で1人でキャンプを張っていたという事なんですね。山の中で1人でキャンプをしていたんですけれども、それを地元の人が見れば、ちょっと怖いんだそうです。他県ナンバーの車が停めてあって山の中で1人でキャンプをする。それに対して佐久間ダム公園のキャンプ

場とかバーベキューハウスとかそういうものが鋸南町が開設しているということをできるだけ広報していただければとということで、お願いと致します。

続きまして、鋸南町の観光の拠点でもある道の駅保田小学校ですが、現在進められている都市交流施設周辺整備事業に関して、7月には基本構想が出来る旨聞いていますが、新型コロナウイルス対策で中止となった都市交流施設周辺整備基本計画策定に係るタウンミーティングがあったかと思えます。町民の意見を聞いて反映するための会議であったかと思えますが、これからの対応をお聞きします。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

道の駅保田小学校の周辺整備に関する地域の意見ということでございますが、緊急事態の宣言が出て以後、不特定の方を集めてのタウンミーティングは断念せざるを得ないという状況でございました。それを受けまして、基本計画を作成した後に、ホームページあるいは役場窓口等に計画をお示しさせて頂きまして、意見を募り、それは設計また事業実施に向けて計画に反映をしていきたいと考えております。また事業の実施までの間で、事業そのものに参画をいただくような場合につきましては、対象者を集めての説明の機会を設けていくというようなことで予定をしているところでございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、早川議員。

**○2番（早川正也）**

道の駅保田小学校のタウンミーティングは行わないということですが、できるだけ町民の意見を反映させた施設の構築といいますか、建築に当たって頂ければと思います。保田小学校ができた当時も色々問題があったかと思えますけども、地元産業も活かした観光振興、またそれが経済振興につながると思えますので、是非、お願いしたいと思います。また、今回経済振興ということで、コロナウイルス対策が進められている中こういう質問をさせて頂きましたけれども、施設ができてから、例えばこれから先のことを考えるのには、早い遅いはないと思います。少しずつでも皆さんが考えてやれることを進めて、これからコロナウイルスと一緒に生活していかなければいけないということになるかと思えますけれども、これからの鋸南町の発展のために今できることを皆さんで協力してやって行ければと考えますので、これからもお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

**○議長（青木悦子）**

以上で、早川正也議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午後1時30分から会議を再開します。

…………… 休憩・午前 1 時 3 5 分 ……………  
…………… 再開・午後 1 時 3 0 分 ……………

◎3番 竹田 和明

○議長（青木悦子）

それでは、休憩を解いて、会議を再開します。

次に、3番、竹田和明議員の質問を許します。

3番、4竹田和明議員。

[ベルが鳴る]

○3番（竹田和明）

私の方からは、1点目として鋸南町総合計画について質問をさせて頂きたいと思います。

今年、2020年ということで、鋸南町総合計画の最終年度ということになります。来年以降は、新しい総合計画がスタートするということで、今まさにその見直しの時期であるということです。ただこの総合計画ですけれども、はたして町民にとって、この総合計画が、実際、どう機能しているかということについては、一寸、疑問を持っていて、何か計画と実践が、乖離したようなイメージがあります。実際そのような声も多くて、計画は計画で、やることはまた別なのだという声もあります。ところが計画を作成するには、かなり費用をかけて作成しているわけですし、それと計画自体、前期と後期に分かれてはいますが、10年間という非常に長い期間の計画になっていて、これが上手くいかなかったとすると、10年先の鋸南町がどうなるかということだと考えると、この総合計画作成というのが、非常に重要な意味があって、これを兎に角、成功させるということが、町の将来にかかってくると思っています。ですから総合計画の見直しの時期に当たって、いくつか質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、総合計画によって、何を実現するのか、その目的ということが明らかになっているのかどうか。何か目的が何でもありの総花的な目的になっていて、何を重点的に実現していくのか。重要な課題というのがいくつかあると思いますけれども、そういうものに包括されているのかどうか、という点について質問したいと思います。

2点目ですけれども、この目的に対し実現した成果をどう確認評価するのか。所謂、PDCAを回す仕組みが整っているのかということです。PDCAの中の特にCのチェックというもの、評価というのが客観的に見て、ちゃんと評価がされて、それを改善していくような仕組みが整っているのかどうか。まずは現状の計画について、PDCAを回す仕組みが整っているのかということについて質問を致します。

3番目ですけれども、本来であれば、そういった目的に叶った財政運営、予算の作成から、決算について、総合計画の目的に照らしてどうなのかという事でなければいけないと思うのですが、そういった意味で、現状の財政運営に対して総合計画が、その指針になっているのかどうかという

事について質問を致します。

4番目ですけれども、財政と同じように人事運営つまり人事評価ですけれども、役場における人事評価、この指針が総合計画に基づいたものになっているか。要するに総合計画の重要課題を達成するのに貢献した人が、ちゃんと評価されるような仕組みが大事だという風に考えるますが、この点、現状がどうなっているか、ということについて質問致します。

2件目の質問になりますが、新型コロナ禍における今後の戦略について、ということで、やはり計画と戦略ということで、今新型コロナによって、当町では、感染者は今のところまだ出ていない訳ですが、職員の皆さんの努力があって、感染を予防できていると考えておりますが、ただ去年の台風災害で相当な被害があって、その復興がまだ覚束ない段階で、この新型コロナの感染が流行した事によって、所謂、復興と感染予防を同時にやっていかなければいけない。コロナ感染を防止するために、3密を避けるということで、人の交流を避ける、抑えていかなければいけない中で、一方で、経済復興というのは、待たなしの状況だと、町の経済復興は待たなしだと、この2つをどう両立させていくのか。一方で、色々な社会変革が起きていて、コロナによって考え方が変わりつつある中で、町としての戦略、経済とコロナ対策ということに対する戦略をどうとっていくかに関する質問になります。

まず1点目ですけれども、新型コロナによる町内経済、雇用へ影響の程度、及びその立て直しをどのように行うのか、具体的な戦略があるか。ということについて質問致します。

2点目ですけれども、コロナ禍においてICTを利用した雇用であるとか教育、医療、それと見守りなど、非常に注目されて入れ訳ですけれど、これについての町の戦略はどうかということになります。

3番目ですけれど、コロナの感染の第2波、3波への警戒が続いているわけですが、人の交流ということについてどのように捉えて、経済復興、台風からの復興と人の交流ということについてどう両立を図っていくのか、その戦略について伺いたいと思います。以上になります。

#### ○議長（青木悦子）

竹田議員の質問について、町長から答弁をお願いします。

白石治和町長。

#### ○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁致します。

1件目の鋸南町総合計画の課題認識について、お答えをさせていただきます。

ご質問の1点目、総合計画によって、何を実現するのか、目的が明らかになっているか、総花的になっていないか、についてでございますが、現在の総合計画は、町の将来像とそれを実現するための基本政策を示した基本構想、その基本構想に掲げた政策を具現化する施策を体系的に示した基本計画で構成をされております。

平成23年2月に、地方分権、地域主権改革が進む中で、住民と行政が協働で創意、工夫をし、確かな地域力を高めていく必要性が格段に増していたことから、平成23年度から令和2年度ま

での10年計画を策定をし、町の最上位計画として位置付けをしております。また、この基本構想をもとに、平成27年度までの基本計画を検証した上で、平成28年度からの5年間のまちづくりの方向を示す後期基本計画を平成28年3月に策定をし、現在に至っております。

基本構想に定めた3つの基本理念、里山を彩る、里海に根ざす、里愛で結びつく、のもと基本理念によるまちづくりを推進し、みんなでつくる三ツ星のふるさと鋸南を実現をすることを目指し、計画を策定しております。先ほども申し上げたとおり、総合計画は、町の最上位計画となることから、各種の計画を網羅しておく必要があります、基本構想の部分については、まちづくりの基本理念や将来像などを実現するための基本政策を示しており、どうしても行政全般を俯瞰した包括的な計画になっております。

基本計画は、基本構想に掲げた政策を具現化する施策を体系的に示しており、各分野において現状と課題、めざす姿、数値目標、住民や行政の取組などを明らかにしております。昨年度から次期総合計画策定に向けて、総合計画の見直しを進めておりますが、基本構想は、町の方向性となることから、包括的になってくるとは思いますが、基本構想を実現するために必要な事項は、基本計画や各分野の個々の計画などにおいて明確化していきます。

ご質問の2点目の、目的に対し、実現した成果をどう確認、評価するのか。PDCAを回す仕組みが整っているか、についてでございますが、住んでよし、働いてよし、訪れてよしの三ツ星のふるさと実現のため、3つの政策目標を掲げて、19の政策分野に数値目標、住民や行政の取組が掲げられております。

現在の計画において、この具体的な数値目標を使って、PDCAサイクルによる進行管理を進めていくこととなっていることから、数値目標と取組状況について、担当課へヒアリングを実施し、達成状況の確認、評価をしております。

達成状況が未達の場合、住民や行政の取組を引き続き進めるべきか、新たな取組に変えていくべきか、また、達成している場合は、更なる高い目標を設定し進めるべきかなど、洗い出しを行い、次期計画への取捨選択を実施していくこととなります。

現在の計画と同様に、次期計画においても、具体的な数値目標により、成果の適切な進行管理や評価が行える計画になるように努力して参りたいと思います。

ご質問の3点目、財政運営、予算、決算の指針となる総合計画となっているか、についてでございますが、総合計画には、基本計画に各政策分野において実施していくべき事業が記載をされており、町の将来像の実現のために、計画に記載をされている事業は、優先的に実施すべき事業であると認識しております。

しかしながら、近年の大規模災害や社会情勢の変化など、想定外の事象が起きることにより、限られた財源の中で、厳しい財政運営をしている訳でございます。安定的な財政運営を行っていくためには、補助金や地方債など有利な財源を確保し、計画的に事業を行っていく予算編成が重要となり、中長期的な見通しを立てる上で総合計画は指針となりますが、各事業の予算化については、財政状況を加味をし、多くの事業が実施できるように努力をして参ります。

ご質問の4点目、人事運営、人事評価の指針となる総合計画となっているか、についてでございますが、現計画の中に、人事運営について、若干触れてはおりますが、指針となるまでの記載はございません。人事評価制度の中で、業績評価の目標選定で、総合計画を参考に目標設定を行っている事例がございますが、人員の管理については、特殊性もあるため、定員管理計画において行っております。

1点目で答弁しましたとおり、今後も個別計画を基に、人事運営を行っていきたいと考えておりますが、総合計画の中にも指針の基となるものが盛り込めるか研究して参りたいと思います。

2件目の新型コロナ禍における今後の戦略について、お答え致します。

ご質問の1点目、新型コロナによる町内経済、雇用へ影響の程度、およびその立て直しをどのように行うのか、具体的な戦略はあるか、についてであります。令和2年5月28日、内閣府発表の月例経済報告によりますと、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。との報告がされております。

以前のリーマンショック時、東日本大震災時、以上の過去最低の状況とはいえ、当然、町内企業や農林漁業者を含む個人事業者にとっても極めて厳しい状況となっております。

新型コロナウイルス感染症による事業者全体の経済、雇用への影響については、全ては把握しきれませんが、漁業関係では、取引先の営業自粛や時短営業による需要の落ち込み、魚価の低迷、これによる出漁調整、農業関係も同様に季節野菜などの価格の低迷が続いていると把握をしております。また、商工・観光関係でも不要不急の外出自粛、併せて店舗の休業要請や自主休業の対応により、客足や売上げが落ち込み、困窮しているとの切実な声も聴いております。

雇用を守るため、それぞれの立場で国の雇用調整助成金の申請や持続化給付金、千葉県中小企業再建支援金等の補助金の活用も進めていることは承知をしているところでございます。これらを踏まえ、事業者への立て直し策として、町独自支援として実施を予定しているものは、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受け、売上げが減少し、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、事業を継続をすることができるよう、国の持続化給付金の支給対象者である農林漁業者等に一律10万円を上乗せをし支援金を給付。また国の持続化給付金並びに千葉県中小企業再建支援金の一方若しくは両方の支給対象者である中小企業や個人事業者に同じく一律10万円を上乗せをし、支援金を給付をすることを支援策として考えております。更に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出や営業の自粛などで沈滞している消費を活性化するために、町内で使用できる商品券を作成をし、町民の消費活動、事業者の営業活動を支えることを目的に、全町民1人あたり5,000円の商品券を配布することも提案をさせて頂きました。すでに、全ての水道加入者の水道料金のうち、3ヵ月間基本料金を免除する支援策も実施しております。今後も感染の状況、国の動向を注視し、効果的な対策を検討して参ります。

ご質問の2点目、ICTを利用した雇用・教育・医療・見守り・その他について、町の戦略は、

についてであります。全国で新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、人々の接触機会を減らしつつ、通常の活動に可能な限り近づける取り組みをしておりますが、落ち着きを取り戻した後も、社会が以前と同じ姿で機能していくには時間がかかり、少なくとも人々の意識や交流のあり方は、これを機に大きく変化すると考えられます。

特に、医療・教育・行政は、これまでICTの導入がなかなか進まない分野といわれていましたが、人との接触を抑制するため、遠隔医療やオンライン授業、在宅勤務など、ICT利活用の検討が不可欠となってきております。

本町では、全ての子供たちの学びを保障できる環境を整えるため、国の交付金を活用して、1人1台の端末によるICT環境整備を行って参ります。また、行政機関において、人との接触を避けるため、ウェブによる会議や在宅勤務環境について取り入れることを検討をしておりますが、環境整備に係る多大な費用やセキュリティ対策など、各種の問題を解消していく事が必要となっております。今回の新型コロナウイルス感染症により、社会情勢の変化は顕著になり、ICTの進化は加速化し、今まで成し得なかったことが、先進技術などにより、できる時代になってくると考えられます。他の自治体の先進事例も参考に、ICTによるペーパーレス化、総務省が推進している業務プロセスシステムの標準化やAI、ロボティクスなど、行政に限らず、産業分野への活用が見込まれますので、本町の規模にあった導入について研究して参ります。

ご質問の3点目、感染の第2波、3波への警戒が続く中、人の交流についてどのように捉え、またどのように両立を図るのか、についてでございますが、国における5月25日の緊急事態宣言解除に先駆け、22日に千葉県知事から県内における施設使用停止、要請解除の基本的な考え方が示されたところでございます。再開にあたっては、必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、入場者及び従業員ともマスクを着用する、3つの密を徹底的に避ける、室内の換気や人と人の距離を2m目安に適切にとる、利用者に対して、発熱等症状のある者の入場禁止、手指消毒やマスク着用などの周知を行う、施設におけるイベントの開催については、3つの密を避けられない場合など、感染拡大につながる恐れがある催物、イベントは、中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めるとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定をされている場合には、その実践など、感染防止対策を徹底する内容となっております。

また、施設の使用停止要請の段階的な解除により、6月1日には、集団感染発生歴のあるライブハウス、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、性風俗店を除き、すべて解除されたところであり、外出自粛等においては、5月25日に県から緊急事態措置が解除された5都道県相互間及び当該5都道県と他の府県間の不要不急の移動について、6月18日までは、慎重にお願いしたい旨の通知があり、6月5日の区長配付において、町の公共施設再開のお知らせとともに、周知を行ったところでございます。新型コロナウイルス感染症が完全に終息をした状況ではない中、ウイルスとともに共存しながら、経済の回復を図るうえで、人との交流を段階的に増やす方針となりましたが、今後も感染予防に気が緩まぬように、予防対策を実施をし、県の基本的な考え方を遵守したうえで、不特定多数の公共施設の室内利用に際しては、利用者へ体温測定、手指消毒、

マスクの着用の協力を求める、室外での活動は、距離間のある対応を実践するなど対策を徹底するとともに、引き続き感染症の発生状況や感染症拡大防止の情報など、町民の方々に周知を行うことで、日常生活の安全、安心に努めて参りたいと考えております。

以上で、竹田 和明 議員の一般質問に対する答弁と致します。

**○議長（青木悦子）**

竹田議員、再質問はありますか。

はい、竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

まず1件目の1問目の質問でございますが、これは目的が明らかになっているかということについてですけれども、ただ今の町長のご説明では、この総合計画というのは、最高上位計画であるので、どうしても包括的、俯瞰的にならざるを得ないという説明を頂きましたが、やはり計画の中で、課題の重要度を明らかにすることはとても大事だと考えています。例えば人口問題にしても、町にとっては非常に重要な課題であって、10年後にこれが達成できなかったということでは、取り返しのつかないこととなりますので、重点課題が何かという事は、総合計画でなくてもいいのですが、やはり明らかにして重要度の高い課題を中心として、計画を実施していくという方が大事ではないかと考えております。

質問は、その課題設定をするときに重点課題かどうか分かるように、課題の重要度を明示するような方法がとれないのかということを考えておまして、総合計画と同時に作成予定の総合戦略の中でも良いのですが、そのような対応がとれるのかどうかについて、まず質問させていただきます。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

重点課題等についてお答えしたいと思います。現行の計画、前期の基本計画では、横断的な3つの重点プロジェクトを掲げておりましたが、後期基本計画では、人口減少や少子高齢化に特化した重点目標を総合戦略の方へと移行致しております。今、議員ご指摘のように総合計画においても重点課題、重点目標を示すことが必要ではないかということですが、このことについては、必要だと我々も考えておりますので、総合戦略と計画とが重複するような、同じものが掲載されることにはなると思いますが、明確に示すように取り組んで参りたいと思います。そしてその中でも重要度を示したらどうかという事についてですが、これについては、示し方も多々あると思いますし、それぞれの分野に重点化課題があるということでございますので、示し方については、今のところは予定はしておりませんでした。検討研究して参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

### ○3番（竹田和明）

2点目の質問ですけれども、PDCAを回す仕組みが整っているかという事ですが、先ほどのご説明では、数値目標、取り組み状況について担当課へヒアリングを実施し、達成状況の確認評価をしているのご説明だったのですが、これだとしても内部での評価になってしまって、住民目線での客観的な評価というのが不十分ではないかなと考えます。特にチェックに関して、実際、課題に対してどれだけの成果があったかということは、もっと客観的に評価がされるべきだと思いますが、そこで住民目線というものをもっと取り入れるために、総合計画の作成段階から、今でも住民が一部参加して計画作成はやっているということですが、もっと色々なカテゴリーの住民にも計画作成に参加してもらうような、より住民参加の割合を高めた計画づくりというのが望まれると私は思うのですが、この点、如何かなと思い質問したいと思います。

### ○議長（青木悦子）

総務企画課長。

### ○総務企画課長（平野幸男）

PDCAのサイクル、それから住民目線での客観的な評価とのことでございますが、町民アンケート、各分野の代表者と公募でご参加いただいております方で構成しております総合計画策定懇話会というものがございますが、コロナの関係で2回目の会議が延期されておまして、明日、開催予定でございます。この懇話会の中で現行計画における数値目標の進捗状況をお示し致しまして、意見を出していただく予定でございます。この数値目標の進捗状況をお示するということについては、前回、前期の基本計画から後期計画を作る時に、やはり目標に対する進捗状況をお示ししております。それからこれは住民目線ということではございませんが、庁舎内の職員では政策分野ごとの、所謂、スワット分析というものは既に終わっておりますし、先ほど町長答弁にもございましたが、人事評価のための組織目標、所謂、業績目標の中の組織目標と職員のそれぞれの目標については、当然、総合計画・各種の計画の中から重要事項・緊急度、その年に行うべき事業を取り出して、それをそれぞれ1年間の目標に設定して業務を進め、それをまた1年ごとにPDCAサイクルを実践して改善をしているということで、間接的ではありますがありますが、計画自体を推進する仕組みは構築されているのではないかと考えております。以上でございます。

### ○議長（青木悦子）

竹田議員。

### ○3番（竹田和明）

住民が懇話会には参加して数値目標など示しているということですが、人数が問題だと思っていて、特定のカテゴリーの住民だけが参加していると、そのカテゴリーの声は確かに反映できるのですが、やはり色々な地域、色々な年代、性別もそうですし、色々な住民目線で客観的に目標設定をしていく事が大事だと思いますので、そのような検討をされていると思いますので、是非、今後の見直しの時には、多くの住民の目線で検討をしてもらいたいと思います。

人事評価ですけれども、定員管理計画にはなっているということで、その一方で目標については、この計画の中の課題に即して、目標設定をして1年毎に見直しをしているというご説明をいただいたのですが、人事評価の仕組みですけれども、業績に応じた評価、つまり成果主義的な評価というのが大事だと考えるのですが、目標を達成して実現していくためには、個々の職員がそのような成果に基づいて評価される仕組みというのが非常に大切だと思います。評価というのが反映されるのは、昇進昇格と賞与や昇給ということになるとは思うのですが、人事評価制度についてそのような業績を反映させるような制度になっているのかどうか、ないしは予定があるのかということについて質問したいと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

人事評価についてでございますが、そもそも地方公務員法の中で、人事評価を議員がおっしゃられた昇格昇給、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用するものと規定されておりました、できるだけ早い時期に鋸南町においても活用を図って参りたいと思っております。市の方ではほとんどの自治体が既に導入済みでございますが、町村においては導入がされていない自治体が半数ほどあるように聞いております。できるだけ早く導入をしまして、議員おっしゃられた成果主義といえますか、業績が反映できる仕組みを整えていきたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

町の規模からいっても、先ほどご説明のあったように資源に限られるわけで、人・物・お金・情報もそうですけれども、限られた資源で何でもかんでもやらなければならないのに、コロナもそうですし、台風対応もそうですし、そういう中で、重点課題というのを明確にして、その成果で評価していくという仕組みは、むしろ職員にとっても仕事を進める上でも、やり易い事になるのではないのかとも考えますので、是非、そのような成果主義的な人事制度を構築していただきたいと思います。

次に2件目の質問に移りますが、新型コロナ禍における今後の戦略として、町の経済・雇用への影響の程度についての質問になりますけれども、かなりコロナの影響で、漁業関係であるとか農業関係も価格の低迷ということ、それと商工・観光関係でも休業要請等の対応で客足・売上げが落ち込んでいるとのご説明を頂きましたが、もう少し具体的にどの程度、今、低迷しているのか、その辺の資料がもしあれば、混迷の中で正確には掴めていないとは思いますが、参考までに何か資料をお持ちでしたら教えて頂きたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

### ○地域振興課長（飯田浩）

コロナの影響ということで、全体の影響については、まだ把握はできていないというのが正直なことです。農業関係につきましてJA安房の方に確認させて頂きました。非常事態宣言時の農産物の価格動向についてどうであったかと確認致しましたところ、4月の時点ですけれども、エンダイブの価格が、前年同時期の価格がキロ1800円だったと、それに対して今年は300円ということで、6分の1まで下がったという事でありましたが、それ以外の農作物の価格動向については目立った変動はなく、例年より多少安い程度であったというようなことでお聞きしております。

しかしながら実際に農家の方たち何名かにご意見を聞いたところ、このコロナウイルスの影響によって、せっかく作った生産物の取引が停止となって、廃棄せざるを得なくなって廃棄したという声も聞いております。この方について、早速、国の持続化給付金をご自身でインターネットから申請をしたと情報を受けております。

またJA安房といたしましては、このコロナウイルスの影響について、現在、目立った相談は受けてはいないという事ではありますが、JAの広報誌によって、このような制度がありますということを知りながら、手続きが分からない場合は、相談窓口として農協がやりますということを農家の方たちに周知をしているという事でもありますので、今後、これら申請を通じた中でいろいろな影響が分かってくるのではないかと考えております。

### ○議長（青木悦子）

竹田議員。

### ○3番（竹田和明）

個人であっても法人であっても商売をやられている町民にとっては、コロナで売上げが落ちおりますので、そのような補助であるとか、支援というのを是非、お願いしたいと思います。

2件目の2問目の質問になりますが、ICTを利用した雇用・教育・医療・見守り・その他について、町の戦略はということで、先程ご説明頂きましたが、教育については、ICT環境整備を行って、1人1台の端末ということで対応しているとの説明がございました。行政機関についてもウェブによる会議だとか在宅勤務環境を取り入れることを検討しているという事だったのですが、これらは、是非、積極的に取り組んで頂きたいと思うのですが、特に医療についてはどうなのかということで、鋸南病院も今、規模が縮小するようなことになっていて、収益的にもかなり厳しい状況が続いている訳ですが、例えばICTを利用した電子カルテであるとか、遠隔診療であるとか、数字がついてくれば、鋸南町においても地域の核となる病院との連携によって、町民にとっても便利ですし、コストもセーブできるような事になってくるのではないかと考える訳ですが、その辺の取組み状況、検討状況というのはどうなっていますでしょうか。

### ○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

### ○保健福祉課長（杉田和信）

電子カルテにつきましては、以前から導入の検討はしているところではございますが、何分、導入にあっては、職員の教育の問題もございますし、また費用的な問題もあってですねなかなか導入までには至っていないということでございます。コロナの関係で、ウェブ診療の件に関しましても、なかなか使い勝手が、患者さんの方で使うことの勉強といえますか、利用のことも、導入にあたって周知しなければならない点もありますし、環境も整えなければならない点もあるかと思えます。いろいろ総合していく中で、そちらの方の導入には時間がかかるのかなとは思っています。導入にあつての経緯に関しましては鋸南きさらぎ会とも話す中で、一応、検討は進めていきたいと思っております。以上です。

### ○議長（青木悦子）

竹田議員。

### ○3番（竹田和明）

コロナについて私が感じているのは、夜の店というのは、非常に危ないなということですがけれども、その次に病院というのも非常に行きにくくなっていて、体調が悪い人が集まる場所である訳ですから、今、病院での集団感染というのかクラスター感染というのが、結構多く発生しているという状況だと思います。このICTというのは、確かに費用もかかるし、教育も必要なのだけれど、多分、やるかやらないかというのがまず大事だと思っていて、そんなに難しい教育でなくても割とわかっている人に教えてもらえれば、割と進むのかなという印象を持っていて、今まさにコロナの大変な状況にありますから、あまり時間をかけずに早急に検討して取り組んでいただければと思います。

これは要望ということになりますけれども、是非、検討を速めて頂きたいと思えます。

3番目の質問になりますけれども、感染の第2波・3波への警戒が続く中で、人の交流と経済復興をどう両立させていくのかということについて、先ほどご説明では、感染対策という事ではマスクをするんだとか、消毒をするんだとか、県の指針に従って行動するという事は、非常に大事な予防対策だと思うのですが、ここにきて社会的な変革が起きていて、テレワークがかなり普及してきたり、意識の問題で、東京の人達が東京脱出ということを考えている。東京が1番コロナに感染という事では、リスクが高いので、東京脱出する、ないしは2地域居住ということが、割と求められてきていて、更にはお試し移住というのでしょうか、前からありましたけれども、このコロナで加速しているといった事があると思えます。そういう中では、この鋸南町というのは、都心というか東京都の距離感からいっても、割といい場所にあるというか、会議で集まれといえ、1時間ちょっとで行けますし、テレワークをするには、自然環境もあって、非常にテレワークには向いた環境にあると思えます。そのような戦略といえますか、町づくりの戦略として、コロナ禍における町の戦略として、今、言ったお試し移住であるとか、2地域居住であるとか、この辺は町の空き家バンクの施策とも関連してくると思えますが、この戦略についての考え方というのをお聞かせいただければと思います。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

地方に移り住みたいと考えられるということで、私どもも増えることに期待をしています。現実にはそのような相談も少し受けておりますが、その中でも移り住むにはネット環境など情報インフラが必至の要件だといわれました。国の総合戦略においても新しい時代の流れを力にする、地域と地域を連携するなどの中で、ソサエティー5.0 の実施にむけて技術の活用を試案取り組みと示されております。鋸南町においても新型コロナに特化した取り組みに留まらず、地方創生全体で、先ほどご提案がありました I T C の活用を絡めながら不可欠な取り組みとして受け止めていきたいと思っております。次期の総合戦略、また総合計画において、今まで進めて参りましたが地方創生という考え方を更に強化していく必要があると考えておるところでございます。

**○議長（青木悦子）**

竹田議員。

**○3番（竹田和明）**

今の話は、鋸南町にとっては、むしろフォローの風で、このコロナによって鋸南町に住みたいという人が増えてくれば、それは活性化につながりますし、復興にもつながっていくと期待できるので、是非、そのような形の戦略を整えていって頂きたいと思えます。

多分、このコロナの人の交流が制限される中で復興を果たしていくには、I C T であるとか、テレワークでの移住者の受入であるとか、循環型社会を構築すれば外部との交流を避けながら、経済を回していく事ができると思えますので、その様な総合的な戦略作りを是非、丁度、計画の見直しの時期ですから、町一体として取り組んでいけたらいいなと思えますので、是非、宜しくお願い致します。私からの質問は以上となります。

**○議長（青木悦子）**

以上で、竹田和明議員の質問を終了致します。

ここで、暫時休憩をし、午後2時40分から会議を再開致します。

…………… 休憩・午後2時27分 ……………  
…………… 再開・午後2時40分 ……………

**◎1番 笹生 あすか**

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて会議を再開します。

次に、1番、笹生あすか議員の質問を許します。

1番、笹生あすか議員。

[ベルが鳴る]

### ○1番（笹生あすか）

自粛生活による住民への影響について、鋸南町の学習環境整備について、情報発信についての3件の質問をします。

1件目、自粛生活による住民への影響についてです。新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛に伴い、全国的に休校や公共施設の休止、病院の受入れ縮小など、住民の生活が制限され、社会的弱者と言われる障がい者や高齢者への影響が懸念され、社会問題となっています。障がい者や高齢者施設での集団感染が報告され、デイサービスやショートステイが休業せざるを得ず、サポートが以前より難しくなっている地域もあります。

目が不自由な方々は物を触って判断しますし、歩行介助の際は密になり易かったりで、感染症の対策が困難と言われています。また、耳の不自由な方々は、マスクで口の動きが読めずにコミュニケーションが取れないとの問題があります。また、地域コミュニティも以前のようにはいかず、イベントの中止などで高齢の方々が引きこもりによる体力の低下、認知症が進行するなどの問題も聞かれています。子どもに関しては、児童虐待のリスクが増えるとの懸念が高まっていることから、厚生労働省が全国の児童相談所で1月から3月の虐待として対応した件数を調査した結果、いずれも前年の同じ月に比べて1割から2割増えているとのこと。ただ、虐待件数は、毎年増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症拡大との関係は不明確とされています。しかし、休校の長期化や保護者の収入減少などで、大人も子どももストレスが溜まり、不安定になっているという声も多く寄せられています。児童虐待は未然に防ぐことが求められますが、困難な場合は、できる限り早期に発見し、対応することが求められます。そこで、3点質問します。

- 1、自粛生活によって、障がい者や高齢者の生活への影響も大きいですが、鋸南町の現状はどうか。
- 2、今回の自粛に伴う経験を今後の施策にどう活かすかの考えはあるのか。
- 3、休校や休園によって第三者の関わりが減り、子どもの見守りが困難な状況が指摘されている。鋸南町はどのように対応しているか。

この他にも、町の基幹産業である農業・漁業・商工業者にも様々な問題が出ていますが、今回は以上の3点について質問します。

続いて2件目、鋸南町の学習環境整備についてです。昨年の台風災害や新型コロナウイルス感染症拡大による長期休校により、子どもや保護者の方々から学習の遅れを心配する声が届いています。子どもたちの学びを継続するためにも、文部科学省はインターネットなどによる遠隔授業の導入への対応を急いでいます。しかし現時点で遠隔授業に対応できる環境が整う学校は一部に留まっており、課題は多いです。文部科学省の指針による全国一律のICTと呼ばれる情報通信技術環境整備事業の1人1台端末を今年度に前倒しし、鋸南町でも取り組まれる予定です。そこで、3点質問します。

- 1、休校中の学習支援はどのように行っていたか。
- 2、鋸南町のインターネット環境はどうなっているのか。
- 3、鋸南町、近隣市のオンライン学習環境の現状はどうか。

次に3件目、情報発信についてです。

3月末に鋸南町ホームページがリニューアルされ、Twitterの公式アカウントも開設されました。

町内外に向けての情報発信や、情報収集する上でとても大切なツールです。特にTwitterは、災害時の情報発信・伝達にとっても有効だと言われています。しかし町のホームページやTwitterの情報発信に対し、知りたい情報を検索しても載っていないのか見つけられない、リンクばかり貼っていてわかりにくい、との声が寄せられています。インターネットを使って調べる方は多いです。町は子育て支援など様々な魅力あるまちづくりに取り組んでいて、インターネットでの情報発信を有効に使える、移住促進につながると考えます。そこで、3点質問します。

- 1、鋸南町ホームページの活用のされ方はどうか。
- 2、鋸南町の公式Twitterへの反響や反応はどうか。
- 3、情報発信について、研究などをする必要があると考えるが、どうか。

以上で1回目の質問を終わります。

#### ○議長（青木悦子）

それでは笹生議員の質問について、町長から答弁願います。

白石治和町長。

#### ○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁致します。

1件目の「自粛生活による住民への影響について」お答えをさせていただきます。

ご質問の1点目、自粛生活によって、障がい者や高齢者の生活への影響も大きいですが、鋸南町の現状はどうか、についてであります。本町においては、幸いなことに感染された方がおられませんので、町内の介護事業所は、通常どおり開所し、介護サービスを提供しているところであります。障がい者の利用されている安房管内の施設も同様に開所され、障害福祉サービスを提供しております。

ただし、一部の方は、感染症の罹患を気にされ、通所サービスの利用を控えられていると聞きましたが、全体的には、サービスを利用されている方々に、影響が少ないものと思われま

しかしながら、町並びに地域で実施しております介護予防事業、老人クラブの活動等は、要請のありました感染症予防の3つの密が重なる状況になりやすいことから、事業や活動の中止をして参りました。このことによりまして、引きこもりや運動不足が懸念されるところでありますが、民生児童委員等の方々や地域包括支援センターの見守り等によりまして、現在のところ自粛に伴う重大な影響は生じていないと思われま

ご質問の2点目、今回の自粛に伴う経験を、今後の施策にどう活かすかの考えはあるか、につ

いてであります。地域における感染状況にもよりますが、今後、不要不急にあたらない事業にあっては、感染症予防に努めながら、極力活動を実施して参りたいと考えております。具体的には、参加される方には、マスクの着用、手指消毒などの協力を頂きながら、開催する側も室内の換気などに配慮し、人数を制限して複数回の開催が可能か検討を行って参ります。

ご質問の3点目、休校や休園によって、第三者の関わりが減り、子どもの見守りが困難な状態が指摘されている、鋸南町はどのような対策をしているか、についてでございますが、本町では、2月27日、内閣総理大臣の要請を受け、小中学校においては、3月3日から3月22日まで臨時休校と致しました。その後も、卒業式、始業式、入学式は実施をしましたが、新年度を迎えた4月7日の緊急事態宣言を受けて、4月9日から5月31日まで臨時休校と致しました。学校の休みが長期になりましたが、その間、小学校では通学にスクールバスを利用していることから、子どもたちが登校することを控え、教員による家庭訪問、また、保護者には定期的に学校に来て頂よう依頼をし、随時、子どもたちの家庭での様子を確認をしました。

中学校では、ほとんどの生徒が自転車で登校していることから、定期的に登校日を設けて、生徒の様子を確認を致しました。幼稚園では、学校と同様に4月6日の始業式でスタート致しましたが、千葉県知事の協力要請を受けて、4月16日から臨時休園となりました。その後、教諭による家庭訪問を行うとともに、定期的に保護者に幼稚園に来て頂き、園児の様子を確認を致しました。また、臨時休校中も県から派遣を受けて、心理相談を依頼しているスクールカウンセラーに勤務をしていただいておりますので、児童生徒や保護者からの電話相談が受けられる環境も整えておりました。小学校では、家庭で見られない子どもたちを預かる学校預かりも行っていましたので、スクールカウンセラーの勤務日には児童への声掛けなども行っていたとのことです。

また、5月26日から小学校、中学校とも分散登校を行いました。その際に両校とも児童生徒1人1人に声掛けを行い、元気な姿を確認したと、教育委員会から報告を受けております。

児童虐待への対策といたしましては、日頃から乳幼児健診の際や、保育所、幼稚園、小中学校での子どもたちの変化について注視をしており、また、保健福祉課が中心となり教育委員会や児童相談所、健康福祉センターと連携をし、虐待の恐れのある子どもたちの情報交換を行ってまいります。今後もこれらの機関をはじめ、町民の皆さんからの情報も頂きながら、児童虐待防止に取り組んで参りたいと思います。

2件目の鋸南町の学習環境整備について、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、学校の休校が長期化をし、教育課程の実施に支障が生じる事態となったことから、文部科学省は、臨時休校中の児童生徒の家庭学習を適切に課すことや学習状況等の把握を行う際には、ICT環境を最大限活用して、遠隔で対応することが極めて効果的であり、積極的な活用に向け、あらゆる工夫をお願いをすると各教育委員会に対し通知致しました。併せて、災害時や感染症拡大の事態に備え、ICTの活用により、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、国では令和2年度補正予算において、1人1台端末の早期実現について、前倒しで行う予算が成立したところです。

ご質問の1点目の、休校中の学習支援はどのように行っていたか、についてでございますが、小中学校では休校中、児童生徒が自宅にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校再開後も見据えて、年間学習指導計画等を工夫をし、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を進めるためのプリントやドリルなどを学習課題として配付をしたところです。また、その課題は、休校中に設けた登校日や家庭訪問の際に、教員が保護者や児童生徒から直接受け取り、その際に新たな課題も渡していました。加えて、県教育委員会が、インターネットで提供した学習支援コンテンツサイトや、千葉テレビ放送の家庭学習に役立つ授業放送番組を町ホームページやメールで紹介を致しました。また、町のALTによる英語科の学習動画を町独自で制作をし、動画サイトに限定配信をするなど家庭における学習支援の充実に努めたところでございます。

ご質問の2点目、鋸南町のインターネット環境はどうなっているのか、についてでございますが、5月に児童生徒の保護者を通じて、家庭におけるインターネット通信環境のアンケートを行いました。その結果、小学生は87.2%、中学生は96.4%が家庭でインターネットを利用できる環境があると答えています。年齢が上がるに連れて、インターネット環境が整っている結果となりました。今後は、1人1台端末の導入により、家庭に情報端末を持ち帰って学習することも想定され、インターネット環境が無い児童生徒の通信手段の確保が課題であると考えております。居住地によって、利用できる通信環境が異なる場合もありますので、今後は学校と連携し、検討を進めて参ります。

ご質問の3点目、鋸南町、近隣市のオンライン学習環境の現状はどうか、についてでございますが、現在、小中学校においては、遠隔でオンライン学習に対応できる環境や情報端末の整備はされておりません。国は補正予算で、1人1台端末によるICT環境の整備を前倒しをして行うため、公立学校情報機器整備費補助金を交付することと致しました。また、この事業費には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も充当できることから、本町においてはこれらの補助金を有効に活用して、早期に学習環境を整えるため、1人1台端末の整備費予算を本定例会において、お願いする次第でございます。

近隣市のオンライン学習環境の現状でございますが、1人1台端末の整備を6月及び9月の補正予算に計上し、進める予定であると伺っております。

3件目の情報発信について、お答え致します。

ご質問の1点目の鋸南町ホームページの活用のされ方はどうか、についてでございますが、町のホームページには、くらしや防災など町民向けの情報を始め、観光やイベントなど町外者向けの情報を、インターネット環境があれば誰でも閲覧ができ、現代の情報社会の中で行政からの重要な情報発信手段であり、町の顔となるものと認識しております。

以前のホームページは、ウェブアクセシビリティ、JIS規格への統一的な対応ができておらず、構造的な問題により閲覧者にとって見えづらい、情報が探しづらいなど、様々な課題を抱えておりましたが、令和元年度にリニューアルを行い、新たなホームページとして生まれ変わって

おります。新たなシステム導入にあたり、全職員を対象とした操作研修を実施して円滑な運営に努めており、また、今回のリニューアルを実施したことにより、操作性の向上が図られ、以前からの課題を解消、改善をされてきていると思いますが、中身が充実をしてこないの良い情報発信とは言えません。リニューアルに際し、掲載内容の見直しを行い、新たな情報も追加させていただきましたが、ほか市町村に比べて、情報量としては、まだ、不足していると感じております。今後は、更なる活用に向けて、町民に的確、迅速にお伝えすることを基本原則として、内容の充実や、閲覧者がより見やすく、探しやすいホームページになるように、職員のレベルアップに取り組んで参ります。

ご質問の2点目、鋸南町の公式ツイッターへの反響や反応はどうか、についてであります。昨年度まで公式のツイッターはございませんでしたが、災害時の情報発信ツールとして大変効果的だったことから、リニューアルに併せて導入を行いました。運用を開始してから、2ヵ月が過ぎようとしておりますが、現在、約140のフォロワーがおります。まだまだ少ない状況ですが、フォロワーを増やしていくためにも、ツイッターなどSNSの特性を活かし、発信方法や職員スキルアップにより、見たいと思わせる、閲覧者側に立った取り組みが必要となって参ります。ツイッターは新たに導入した情報ツールであり、試行錯誤して運用しておりますので、他市町村の事例を参考に、情報発信に効果が発揮されるように取り組んで参ります。

ご質問の3点目、情報発信について、研究などをする必要があると考えるがどうか、についてであります。情報発信において、重要となる情報ツールは、日々進歩しておりますが、受け取る側のニーズに答えて取り組んでいかなければ、提供側の一方通行に陥ってしまい、閲覧者が有益な情報を得られないことが考えられ、議員ご指摘のとおり情報発信については、工夫していくことが重要と認識しております。

2点目で答弁を致しましたとおり、災害時に効果的であったツイッターの導入を行い、新たな情報発信ツールとして、発信方法を拡充させましたが、ホームページ、安心安全メール、ツイッターなど複数のツールを十分活用しきれていない状況にあります。良いツールを導入しても、その後の運用がうまくいかなければ、活きた情報を提供することができません。今後は、ホームページ保守契約業者が職員研修を行うこととなっておりますので、閲覧者の方が利用しやすく、たどり着きやすいホームページになるように、職員の意識改革を図り、質の高い情報発信ができるように、努めて参ります。

また、日々、進化している分野でございますので、情報発信ツールも含め、どのような情報発信が効果的であるか、他の自治体の優良事例も参考に、ホームページのリニューアル時に係わった職員によるワークショップや定期的に操作研修を行いながら、研究をして参りたいと思います。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁と致します。よろしくお願い致します。

#### ○議長（青木悦子）

笹生議員、再質問はありますか。

笹生議員。

**○1番（笹生あすか）**

それでは1件目の、自粛生活による住民への影響についてから再質問したいと思います。  
自粛の影響で、答弁の中で、一部の方は、感染罹患を気にされてということでありましたけど、自主的に通院や通所サービスの利用を控えられた方はどのぐらいいるかわかりますか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただ今のご質問にお答えします。通院の数でございますが、こちらの方で実態は掴めておりません。通所サービスに関しましては、本来7か所ございまして、そのような帰られた方は19人ほどいらっしゃるということでございます。全体的な通所者が132名ということで14パーセントの方が帰られたと確認しているところでございます。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○1番（笹生あすか）**

コロナウイルス感染症拡大予防のために、民生委員さんや地域包括支援センターの職員などの訪問というのは通常通り行えていましたか。

**○議長（青木悦子）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

まず民生児童委員の方々に置かれては、通常でしたら訪問する形で見守りを行われているところでございますが、4月に緊急事態宣言が発令された時に、こちらの方から、直接お会いするということは、なかなかいかなかったようなこともあります。マスク着用と距離感をとった対応が可能であれば、その時点で行っていただく検討、基本的に電話連絡で今回は大丈夫だろうということで、そのような見守り活動をお願いしたい旨をお話して、実施していただいたところでございます。

地域包括支援センターの職員に関しましても、同様な形で、基本的な所は電話連絡という中で、確認するような形を取らせて頂き、どうしても電話口に出られない方は、ご自宅の方へと伺うこととなりますけれども、距離感を持った対応をということで、実施をさせていただいたところでございます。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○1番（笹生あすか）**

児童虐待への対策として、答弁の中で、虐待の恐れのある子どもたちの情報交換を行っている、とありましたが、コロナの影響で情報交換の方法や内容に、変わったことはありますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

児童虐待の件につきましては、実務者会議を偶数月に実施していますが、4月に実施する予定でしたが、コロナの関係でこちらの方は中止させて頂きました。その間につきましては、児童相談所または保健所等、教育委員会、学校等は電話等で情報提供を受けた中で、情報共有を行って参ったところでございます。今月、6月になりますけれども、今月は通常通り虐待に関する実務者会議を実施しました中で、変わった点があったところが、あるいはこちらの方で情報共有した中で今後も虐待のことについて意見交換をしながら虐待の防止に努めて参りたいと思っております。以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

続いて2件目の、鋸南町の学習環境について再質問します。コロナウイルス感染症拡大予防や休校の影響で、先生方の、教員の方々の負担が増えているとの報道もされています。鋸南町の状況はどうですか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

6月1日から学校が再開しました。そして6月4日から給食の方も始まり、1日学校にいるようになりました。その中で学校に聞きましたところ、小中学校とも校内の消毒業務それについてはかなり負担が増えていると伺っております。また、3密を避けるという点でいろいろ今まで行っていた授業の方法ではなかなか話し合いの学習とかそういうことができませんので、それぞれ授業の形態に配慮すること、その辺が負担になっているとか、増えた業務ということでした。それに加えて小学校では給食の配膳、こちらの方もかなり気を遣って行っていて、従来は子ども達と一緒にいたのですが、今、よそう作業については全て先生方が行っているということでございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生議員。

**○1番（笹生あすか）**

休校の影響で、学習の遅れから一気に詰め込みすぎられちゃって子どもたちの負担になるのではないかと心配する声も届いています。支援体制はどのようにやっていきますか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

学校では、4月5月とお休みになってしまった訳で、年間指導計画というものの見直しを行いました。それで全て4月5月の休みを取り戻せる訳ではございませんが、夏休み、冬休み、あるいは県民の日も登校日にしようということで、いろいろ工夫してカバーしようとしております。現時点では、文科省の方で基本学習時間というものが定められているそうですが、それは十分クリアできるような予定で計画が組めるということでありますので、一気に詰め込むような授業にはならないと伺っております。ただ、今後また昨年同様、台風だとかまたインフルエンザ等の感染症などの流行も想定されることから、早めに考えていきたいということは伺っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

答弁の中で、家庭におけるインターネット通信環境のアンケートとありましたが、その内容はどのような内容でしたか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

こちらの方のアンケートですが、県の教育委員会から依頼がありまして、行った調査です。小中学校で5月の下旬から6月にかけて行ったインターネット通信環境のアンケートの内容ですが、家庭で利用できるインターネットの環境はありますか、家庭内で利用できるインターネット環境は何ですか、Wi-Fiや有線LANによる接続ですか、など7項目について、ご家庭にお伺いしました。ちなみに家庭でWi-Fiや有線LANによりインターネットに接続可能な児童生徒は、児童数は小中学校で346人おります、その内23人の方は無回答でしたが、できるよと答えた家庭は260人、単純に割り返すと75パーセントの家庭がつけるとい、回答を得ております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

2点目の答弁から、インターネット環境有の割合がかなり高い、今も答弁の中で75パーセントがつけるといことでかなり高いと思うのですが、県の学習支援コンテンツや町独自のALTの動画配信というのを実際に利用したかなどは、掴んでいますか。

**○議長（青木悦子）**

はい、教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

まず、県の学習支援コンテンツこちらの方は把握の方はしておりません。町で作った、独自で作成したALTによる動画というお話をしましたが、こちらの方は生徒たちが長い間、生の英語

を聞いていないということで何とかならないかという発想で作ったものです。これは具体的に言いますと、ALTが中学1年2年3年の英語の教科書を朗読する、それをビデオで撮ってそれを配信したものです。実際生徒数は111人です。少ないですが昨日まで173回視聴されております。また民間業者が提供していたインターネットによる家庭学習サービスについて、こちらの方は、先ほどのアンケートに加えて中学の方は調査を行ったもので、約20パーセントの生徒が利用したと回答されておりました。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

1人1台端末というのは、どのような端末になる予定ですか。また、その導入はいつ頃になりますか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

こちらの端末ですが、画面のサイズが10.1インチのタブレット型端末で、マウスとキーボードが付属しております。国の方で標準仕様としているものとなります。また、学習支援ソフトとドリル教材、こちらの方をインストールしたものを考えております。またこの導入の時期ですが、国の補助金の交付決定を待ってからでないとスタートが切れませんが、現在の見込みですが、来年の1月からの運用を予定しております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

答弁の中で、インターネット環境がない児童生徒の通信手段の確保が課題とありましたが、どのような対策を検討していますか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

基本的には、家庭での学習環境の整備というのはそれぞれご家庭でやっていただけたらありがたいと考えております。ただ、全ての方が早急にその環境を整えるということは難しいと考えておりますので、今後検討となってしまいますが、町の方でポケットWi-Fi、それを借り上げて、必要な家庭に貸し出しできたらいいと担当者のレベルですが、そのように考えております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

通信環境が悪いエリアというのは、町内のどの辺りになりますか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

NTT東日本に問い合わせを致しました。鋸南町について伺ったのですが、実は具体的な場所については教えて頂けませんでした。ただ、その中で山間部のわずかな一部の地域であるというような回答をいただいております。それ以外のものですが、ポケットWi-Fiでしたら、通信可能エリア、それについては事業者によるということですが、概ね鋸南町全域をカバーできるものもあると伺っております。

**○議長（青木悦子）**

笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

そういったインターネット環境とか通信費などの保護者の金銭的な負担というのはありますか。

**○議長（青木悦子）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

既にそういうインターネットの環境の整っているご家庭、整っていないご家庭、様々だと思っております。基本的には、保護者の方に負担していただくのが一番望ましいと思っております。ただ、低所得の世帯、そういう方々については、別の制度であります。要保護・児童生徒扶助、そういう制度がございますので、その中で通信費の方もみていけたらいいのではないかと考えています。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

3件目の情報発信についてです。ホームページの閲覧数はどのくらいかわかりますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

ホームページの閲覧者でございますが、ホームページをリニューアルした後の4月5月で申し上げます。4月のページビューは70,244件、ユーザー数は14,632人です。5月はページビューが72,104件、ユーザー数で16,666人でございます。ユーザー数を前年の同月と比較致しますと、4月は3,614人増えまして、率にして32.8パーセントの増でございます。5月は5,870人に増加しまして、率にして54.4パーセントの増でございます。要因については、詳細不明でございますが、新型コロナの影響もあると思えますし、また、職員が新しくなったということで自ら閲覧する、また、実際にホームページの新着等をアップするというようなことがございますので、そういった関係もあるのではないかとというのが担当者の方の

見解でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

ホームページの閲覧数、ユーザーというのは町内外どの位の割合なのか分かりますか。

**○総務企画課長（平野幸男）**

集計でございますが、IPアドレスを基にネット上のサービスを活用して集計しておりますので、実際の所在地を正確に把握しているものとは言えませんが、5月のセッション数、所謂、接続数ですね、これが総数で19,661件ございます。その内町内は2,310件、率は11.7パーセントです。町外は17,351件で、88.3パーセントでございます。4月についてもほぼ同様の割合でございました。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

今の答弁の中でもやはり町外と思われる方が88.3パーセントいたということに驚いています。そのホームページやTwitterを管理するというか、更新したりとかする担当の職員という方は何名いますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

ホームページまたTwitterを兼ねて、それからIT等全部含めまして、1名で行っております。ただ今後情報発信を迅速かつ的確に、また誤りの無いように発信するために、総務企画課の企画財政室の中でですね、その他の業務を担当している者を含めて、複数で対応していくように検討して参りたいと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

鋸南町の職員の方々は、1つだけでなく色々な業務と並行して色々なことをやらなければならない、人数・業務内容だと思うのですけれども、1名ということで、こうしたらああしたということが1名の方に負担になるんじゃないかとですね、災害時に発信しやすいように平時からTwitterの特性を活かした情報を分かりやすく発信する必要があると思っております。

ホームページの保守契約業者の職員研修というのはどのくらいのペースで行われていますか。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

保守業者の職員研修については、毎年1回でございます。こちらの、その1回ではなかなか操作、情報の発信が円滑にできないのでは、いけないと思いますので、保守業者以外の研修についても企画をしていきまして、また、他の自治体の運用方法についても研究をして参りたいと考えています。

**○議長（青木悦子）**

はい、笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

是非、町全体の情報発信を充実させられるように検討してほしいという要望で、以上で終わります。

**○議長（青木悦子）**

以上で、笹生あすか議員の質問を終了し、一般質問を終了します。ここで暫時休憩をし、午後3時35分から会議を再開します。

…………… 休憩・午後3時25分 ……………  
…………… 再開・午後3時35分 ……………

**◎発議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて会議を再開します。

日程第5 発議案第1号、鋸南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題と致します。

提出者から趣旨説明を求めます。

11番、笹生正己議員。

[11番 笹生正己 登壇]

**○11番（笹生正己）**

発議案第1号、鋸南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、私の他5名の議会運営委員会委員の賛成を得ましたので、提出致しました。

提案の趣旨であります。鋸南町議会会議規則は、標準町村議会規則に準拠して制定されているため、これまでも標準町村議会規則の改正に合わせて、改正を行ってきました。しかしながら、前回改正から5年が経過し、現規則には欠落した条文もあり、標準規則と乖離した部分がございます。そこで、標準町村議会規則に合致し、鋸南町議会会議規則として適正な規則とするよう所

要の改正を行なおうとするものであります。

議員の皆様には、議員全員協議会或いは議員総会で説明がなされておりますので、簡略に説明しますと、主な改正としては3章、8条を追加します。第14章を公聴会に変更し、その公聴会の6条分を新たに追加し、第15章を参考人に変更し、1条を新たに追加。第16章を議事録に変更し、改正前第14章から4条を繰り下げ、新たに第17章を設け全員協議会として1条を追加。新たな第18章を「議員の派遣」として、改正前第15章から1条を繰り下げ、新たな第19章を「補則」として、改正前第16章から1条を繰り下げようとするものです。

その他には、新規に目次を付し、第14条に委員会が議案を提出できる旨の1項を追加、第81条の2を、第81条の第3項とすることにより条を削除、第91条及び第92条において字句の整理を行いました。

以上、鋸南町議会会議規則の附則部分の補完を中心とした規則の改正でありますので、議員各位のご賛同をお願い致しまして、私の説明を終わらせて頂きます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎発議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第6、発議案第2号、国における2021年度教育予算拡充に関する意見書案についてを

議題と致します。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者、11番、笹生正己議員。

〔11番 笹生正己 登壇〕

## 〇11番（笹生正己）

発議案第2号、国における2021年度教育予算拡充に関する意見書案については、私のほか3名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出致しました。提出を予定しております意見書案の朗読をもって、主旨説明と致します。

国における2021年度教育予算拡充に関する意見書。教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困など、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、更に各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで以下の項目を中心に、2021年度に向けての予算の充実をして頂きたい。

- 1、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- 1、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 1、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 1、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- 1、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成など、環境・条件を整備すること。
- 1、老朽化等による危険をとまなう校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 1、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。
- 1、感染症に伴う臨時休校等により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中

ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上であります。意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に提出を予定しております。

議員各位のご理解とご賛同をお願い致しまして、私の説明を終わらせて頂きます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎発議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第7、発議案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案についてを議題と致します。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者、11番、笹生正己議員。

〔11番 笹生正己 登壇〕

**○11番（笹生正己）**

発議案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案について、私の他3名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出致しました。意見書案の朗読をもって、主旨説明と致します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案。義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかににかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上であります。意見書は、内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に提出を予定しております。

議員各位のご理解とご賛同をお願い致しまして、私の説明を終わらせて頂きます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

### ○議長（青木悦子）

日程第8、議案第1号、鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。  
税務住民課長より議案の説明を求めます。  
税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

### ○税務住民課長（加藤芳博）

議案第1号、鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。

地方税法等の一部を改正する法律、及び関係政省令が本年4月30日に公布され、原則、公布の日から施行されたことに伴い、鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。改正の趣旨は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため特例措置を講ずるものでございます。

新旧対照表によりご説明をさせていただきます。1ページをお願い致します。

今回の改正は、すべて附則の改正でございます。第1条による改正です。附則第10条は、固定資産税の課税標準に関する読み替え規定ですが、今回の改正で加える法附則第61条は、中小事業者が、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響で、一定期間の事業収入が100分の50以下になった場合、事業用の家屋及び償却資産の固定資産税に係る課税標準に、令和3年度に限りゼロを乗じ、100分の70以下になった場合は2分の1を乗じるという規定で、同じく第62条は、中小事業者が、生産性向上特別措置法による先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物を取得した場合に、3年度間、固定資産税の課税標準に、町が条例で定める割合を乗じるという規定でございます。

第10条の2は、附則第10条の改正により、先端設備に該当する事業用家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準に乗ずる割合をゼロにしようとするものでございます。

第15条の2は、消費税率引き上げに伴い適用されております軽自動車税環境性能割の特例を、令和3年3月31日まで延長しようとするものでございます。

附則の第24条は、2ページになります。新型コロナウイルス感染症等の影響による場合、徴収猶予の期間を、無担保、延滞金なしで1年間とする特例の規定を新たに追加するものでございます。3ページをお願いします。

第2条による改正です。

附則第10条ですが、第1条でも改正した読み替え規定ですけれども、令和3年1月1日施行の地方税法の改正により、法附則第61条及び第62条が、第63条及び第64条となるため改正しようとするものでございます。

第10条の2は、第10条と同じく令和3年1月1日施行の地方税法の改正によりまして第62条が第64条となるため改正しようとするものです。

附則の第25条ですが、指定行事を中止等した主催者に対する入場料金や参加料金の払い戻し請求権を放棄した場合、上限を20万円として、寄附金控除の対象にしようとする規定でございます。

第26条は、租税特別措置法の規定によりまして特例取得に該当する住宅で、新型コロナウイルス感染症等の影響で令和2年中に居住することができなかった場合に、住宅借入金等特別控除の適用期限を1年延長するものでございます。

施行期日は、第1条による改正は公布の日から、第2条による改正は令和3年1月1日から施行しようとするものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第9、議案第2号、令和元年台風15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

[税務住民課長 加藤芳博 登壇]

**○税務住民課長（加藤芳博）**

議案第2号、令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額及び免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。

本年2月14日付けで、総務省及び厚生労働省連名で、台風第15号、同第19号等による被害者に賦課する令和2年度分の国民健康保険料、介護保険料を減免した場合、特別調整交付金により減免額の10分の10の割合で財政支援するとの通知がございました。減免を適用するに当たって、台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額及び免除の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

新旧対照表によりご説明をさせていただきます。1ページをお願い致します。

まず題名ですが、台風第19号の被害者にも適用することを明確にするため、改めようとするものです。第1条は、この条例の趣旨で、令和2年度分の国民健康保険料及び介護保険料等を減免の対象に加えようとするものでございます。第3条は、減免対象の範囲を定める規定ですが、構成を改め、第1号で元年度分について従前の規定どおりと致しまして、第2号で令和2年度分の国民健康保険料及び介護保険料について、減免対象を4月分から9月分までに相当する月割算定額とする規定にしようとするものでございます。別記様式第1号及び第2号は、それぞれ減免申請書、減免決定通知書を、複数年度に対応するよう改めるものでございます。施行期日は、公布の日とし、令和2年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

#### ○議長（青木悦子）

日程第10、議案第3号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

#### ○保健福祉課長（加藤芳博）

議案第3号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。

現行におきましては、保険料の減免について、災害を原因とするもの以外に適用できる範囲が極めて狭小なため、対象範囲を拡大させようとする改正、また、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のため、被用者に対する傷病手当金の給付について、厚生労働省より各保険者に依頼がありまして、当町国民健康保険においても実施するものとし、鋸南町国民健康保険条例の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表により説明をさせていただきます。1ページをお願い致します。

第25条は、保険料の減免要件に関する規定ですけれども、現行条例では、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、災害以外の事象を原因として減免できる規定がないため、第1項に第3号として、特別の事情があると認められる者についても減免できる規定を追加しようとするものでございます。第2項のただし書きは、減免を受けようとする者は、納期限7日前までに申請書を提出しなければならないものとしておりましたが、やむを得ない事情があると認められる場合、提出を猶予することができるとする規定を追加しようとするものでございます。附則の第5条は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に給付する傷病手当金の給付対象者、給付要件、給付額の算定などを規定しようとするものでございます。附則第6条は、傷病手当金の給付要件に該当する場合でも、給与等の支給を受けることができる期間は、傷病手当金を給付しないとする規定でございます。附則の第7条は、附則第6条で、受けることができるとされていた給料等の全部または一部を受けられなかった場合に、傷病手当金を給付するという規定でございます。施行期日は、公布の日から施行しようとするもので、第25条第1項については、平成30年度分の保険料から適用し、傷病手当金の支給に関する規定のうち、附則第5条から附則第7条は、令和2年1月1日から適用しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「原案賛成」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第11、議案第4号、鋸南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

**○保健福祉課長（加藤芳博）**

議案第4号、鋸南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のため、被用者に対する傷病手当金の給付について、厚生労働省より各保険者に依頼があり、千葉県後期高齢者医療広域連合においても実施することとされたため、鋸南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

新旧対照表によりご説明をさせていただきます。1ページをお願い致します。

第2条は、当町が行う後期高齢者医療の事務を定めておりますけれども、第8号に傷病手当金の申請書提出の受付について、新たに当町が行う事務として規定するものでございます。施行期日は、公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第12 議案第5号、鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

**○保健福祉課長（杉田和信）**

議案第5号、鋸南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明致します。

今改正は、介護保険料の第1号被保険者に係る第1段階から第3段階までの区分に該当する低所得の方の保険料率の負担について、昨年10月の消費税等の税率引上げを反映した政令の一部

改正に基づき、軽減の措置を講じようとするものでございます。

新旧対照表をご覧願います。

附則第2条の4において、令和2年度における第1号被保険者の低所得の方の保険料率について、第1号で、第1段階の区分に該当する者の保険料率を年額21,400円に、第2号では、第2段階の区分に該当する者の保険料率を年額35,700円に、第3号では、第3段階の区分に該当する者の保険料率を年額49,900円に改めようとするものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせて頂きます。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第13、議案第6号、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第2号についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

議案第6号、令和2年度鋸南町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

1ページをお願い致します。今補正予算は、歳入歳出それぞれ2億5,799万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億1,909万8千円とするものでございます。歳出からご説明致しますので、11ページをお願い致します。

1款議会費、1項、1目議会費、本年3月の議会定例会におきまして、議員発議により令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、議員報酬の5%を削減する条例が可決されたことから、1節報酬から4節共済費まで、合わせて226万9千円を減額するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、公共施設等個別施設計画策定業務委託754万6千円は、公共建築物の実態把握を行った上で、個別施設ごと具体的な対応方針等を定めるため、業務を委託するもので、国の要請に基づき、本年度末までに計画を策定する予定であります。

その下、4目企画費、物件調査業務委託59万円は、都市交流施設周辺整備事業の用地取得に当り、立木の補償等を行う必要があることから、物件調査業務を委託しようとするもので、財源として、過疎対策事業債の充当を予定しております。

その下、18節負担金補助及び交付金中、コミュニティ施設修繕補助金1,058万円は、昨年の台風等の災害により被災した地区集会施設等に対し、県及び町から補助を行うもので、令和元年度の計上予算に不足を生じたことから、補正をお願いするものであります。補助率は県3分の1、町4分の1でございます。

その下、一般コミュニティ助成事業助成金250万円は、上佐久間中部落の屋台修繕に対し助成を行うもので、一般財団法人、自治総合センターからの助成金によるものでございます。

3項、1目戸籍住民基本台帳費、番号制度対応に伴う更改作業委託40万7千円は、通信機器の更改に伴い設定作業等を委託するものでございます。

3款民生費、1項、5目・介護保険費、介護保険特別会計繰出金1,802万4千円は、条例改正により低所得者区分の標準保険料率が引き下げとなることから、その減額分を公費で担するため、介護保険特別会計へ繰り出しを行うものであります。

12ページをお願い致します。2項、2目児童措置費、子育て応援給付金510万円は、学校の休校により食費等の負担が増していることから、保護者等の経済的な負担を軽減するため、町内に住所を有する中学生以下の児童生徒1人当たり1万円を支給しようとするものであります。財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

3項、1目災害救助費、復興ボランティアセンター補助金161万2千円は、復興ボランティアが行う生活困窮者や高齢者世帯の屋根修繕に対し、資材費の一部を補助しようとするもので、鋸南町社会福祉協議会へ補助金の交付を予定しています。

4款衛生費、1項、2目予防費、10節消耗品費308万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公共施設等で使用するマスク、非接触型体温計の購入費用であります。財源とし

て、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当を予定しています。

その下、18節特定検診等事業支援助成金180万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため特定検診等を中止したことに伴い、委託事業者の事業継続を支援するため助成を行うものであります。

5款農林水産業費、1項、3目農業振興費農業者等事業継続支援金1,380万円及び13ページ、3項、2目水産業振興費漁業者等事業継続支援金360万円及び6款商工費、1項、2目商工業振興費、18節中、中小企業等事業継続支援金1,810万円は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって大きな影響を受けた農林漁業者等及び中小企業等事業者等に対し、事業継続を支援するため、国の持続化給付金等の支援を受けた者に一律10万円を給付しようとするもので、財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当を予定しております。

戻りまして、7節地域おこし協力隊員報償81万6千円は、国の制度改正による特別交付税措置の上限額が引き上げられたことに伴い、協力隊員の報償費を増額補正するものであります。

その下、10節需用費3万2千円及び11節役務費170万2千円、18節中、地域商品券発行事業補助金3,980万5千円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出や営業を自粛したことにより低迷した消費活動を活性化することを目的として、町内で使用できる商品券を全町民に配付する地域商品券発行事業のための費用であります。なお、事業補助金は鋸南町商工会に交付しようとするもので、配付する商品券は1人5,000円を予定しております。財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当を予定しております。

8款消防費、1項、2目消防施設費、12節地域防災計画修正等業務委託484万円は、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画の修正を反映するとともに、昨年の台風15号等を踏まえた対応などについて、現計画の修正を行うため、業務を委託しようとするものでございます。

14節中、第1分団詰所改修工事3,800万円は、昨年の台風15号により被災した第1分団詰所に替えて、庁舎南側事務所を詰所として転用するため、改修工事を行うものであります。

その下、第1分団詰所進入路改修工事130万円は、転用する詰所に消防車両が進入できるよう、進入路の幅員及び勾配を改修するための工事であります。

その下、第2分団詰所改修工事4,235万円は、昨年の台風15号により被災し、解体した詰所部分について、車庫と分離して、新たに詰所を建築するための工事費であります。第1分団及び第2分団の詰所の改修等工事には、地方債を充当するほか、第2分団詰所改修工事については、県補助金、消防防災施設強化事業補助金の充当を見込んでおります。補助基準額の6分の1となっております。

9款教育費、1項、2目事務局費、12節委託料647万6千円及び14ページ、17節備品購入費3,945万6千円は、小中学校の児童生徒1人1台の端末機器を整備するGIGAスクール環境整備事業を実施するため、環境構築及び保守に係る業務委託、タブレット機器等の購入費用の計上でございます。タブレットは、小中学校合わせて346台を見込んでおります。財源として、国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金の充当を予定しております。

3項、1目学校管理費、パソコン使用料274万6千円の減は、GIGAスクール環境整備事業の早期導入に伴い、本年度更新を予定しておりました教育用パソコンが不要となったことから予算を減額するものでございます。

5項、3目民俗資料館費、17節絵画用額108万2千円は、故溝口七生氏のご遺族から絵画及び寄付金の申し出があり、寄贈される絵画の額装を購入しようとするものでございます。

続きまして、歳入をご説明致します。9ページをお願い致します。

15款国庫支出金、1項、1目民生費国庫負担金901万1千円及び16款県支出金、1項、1目民生費県負担金450万5千円は、低所得者介護保険料軽減負担金として、民生費、介護保険特別会計繰入金に充当するもので、負担割合は国2分の1、県4分の1であります。

戻りまして、2項、3目教育費国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金1,035万円は、教育費、GIGAスクール環境整備事業におけるタブレット購入に対する補助金で、補助基準額の3分の2を見込んでおります。

その下、5目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,718万9千円は、新型コロナウイルス感染拡大の防止と、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために創設された交付金で、地域の実情に応じてきめ細やかな事業を実施することができることとされております。充当する事業につきましては、町民それぞれに商品券を配布する地域商品券発行事業をはじめ、歳出にて説明を申し上げました7つの事業でございます。

16款県支出金、2項県補助金中、1目総務費県補助金、千葉県地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金614万円及び8目消防費県補助金、消防防災施設強化事業補助金228万7千円は、歳出にて説明を致しました、それぞれの事業への充当を見込みました。

18款寄付金、1項、2目教育費寄付金社会教育費寄付金100万円は、歳出にて説明を致しましたとおり、絵画と合わせて寄付されたもので、額装の費用として活用させていただくことと致しました。

19款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金6,521万円は、基金を取り崩し、歳出に対する不足分に充当するもので、今補正後の基金残高は5億7,475万2千円となる見込みでございます。

21款諸収入、3項、6目雑入、一般コミュニティ助成事業助成金250万円は、一般財団法人自治総合センターから上佐久間中部落屋台修繕に係る費用として助成を受けるものであります。

10ページをお願い致します。22款、1項町債、2目総務債50万円及び、9目消防債7,930万円は、歳出にて説明を致しました、それぞれの事業に対する財源として見込みました。

5ページをお願い致します。第2表、債務負担行為補正ですが、業務の期間が、地域防災計画修正等業務につきましては令和3年度まで、GIGAスクールシステム保守業務につきましては令和7年度までとなることから、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。また、鋸

南中学校教育用パソコンリース業務につきましては、タブレットへの転換のため不要となることから、廃止をお願い致します。

6ページをお願い致します。第3表、地方債補正ですが、説明を致しました歳入補正に合わせて、限度額の変更をお願いするものであります。

15ページをお願い致します。地方債の現在高の見込みに関する調書ですが、一番下の段の右隅、今補正後の令和2年度末の残高は、54億8,264万5千円となる見込みでございます。

16ページからは給与費明細書、17ページは令和元年度の繰越明許費繰越計算書でございます。29事業、40億4,043万9,969円を令和2年度へ繰り越を致します。

以上で、議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い致します。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

1番 笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

一般会計補正予算書の12ページ、3款民生費、2項2目児童措置費、18節子育て応援給付金510万円についてが1点、あと同じく12ページ、5款農林水産業費、1項3目農業振興費、18節農業者等事業継続支援金1,380万円について。13ページ、5款農林水産業費3項2目水産業振興費18節漁業者等事業継続支援金360万円について。同じく13ページ6款商工費1項2目商工業復興費、18節中小企業等事業継続支援金1,810万円について伺います。

1点目の子育て応援給付金510万円はどのような給付方法ですか。ということが1点と、2点目が、農業・漁業・中小企業等の支援金の対象は、収入の減の50パーセント以下と聞いていますが、なぜ収入の50パーセント以下という基準なのでしょう。伺います。

**○議長（青木悦子）**

はい、保健福祉課長。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

まず、3款の民生費子育て応援給付金の給付方法につきましてですが、申請書による受け付けでこちらの方は対応したいと考えているところでございます。申請書によりまして、口座の方の記入で、特段問題がないようでしたら児童手当の口座へと振り込むようなチェックをしていただくことと、またご自分の方で、口座の方に振り込んで頂きたい、別の金融機関の方へとということであれば、またその対応を考えているところでございます。以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

今回この持続化給付金への上乗せ補助ということでありまして、国の方の持続化給付金の受給

者に対して上乗せを行いますので、この50パーセント以上という部分につきましては、国の方で決定されているものと承知しております。

**○議長（青木悦子）**

はい、1番、笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

国の持続化給付金の上乗せということで、国は国会での答弁では収入の50パーセントの基準は何ですかと聞かれた時に、答弁で特に基準はなくて、50パーセントとなっているという答弁がありました。国の支援の対象にならなかった人、50パーセントの収入減にならなかった人たちの支援こそ町独自の支援としてやるべきではありませんか。

**○議長（青木悦子）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（飯田浩）**

町の方も色々な財政事情もございまして、またその50パーセントに至らなかった事業者については、国において経営維持、再建のための資金繰り支援等、様々なメニューの方が用意をされておりますので、そういったところの部分をご相談いただいで対応していただければと考えております。

**○議長（青木悦子）**

3回目です。はい、1番、笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

町の産業は、昨年の台風やコロナウイルス感染症のダメージとかなり苦労しながらやっているという話を聞きます。町独自にやるのであれば、額を下げてでも対象を広げて欲しいと思っています。要望です。以上です。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はありませんか。

7番、渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

私の方からは、13ページの消防費の2目消防施設費の中の、12の委託484万、地域防災計画修正等業務委託ということで、これについては令和2年・令和3年の2年間で約2,600万の委託料と聞いております。これについては昨年の台風15号もあり、この見直しは早急に必要であろうと思っています。鋸南町においても職員の皆様方、台風15号・19号と大変な苦労をされて、色々な会議等やられて色々なことを想定したと思いますし、課題も十分整理され、対策等についても十分いろんなことを考えられていると思っています。その中において、これはですね、またすぐ台風が来るかもしれない中では、2年で実施するのではなくて、当然、早急に1年間の中で、この計画を作るべきだと思っていますが、その辺について1点どうなのか。

2つ目として、この防災計画の中に、今、町の方でかなり支援をしている自主防災組織、これ

についての対策をどのように考えているのか。

それからもう1点、最後になりますけれども、前にですね、この地域防災計画、各戸配布をしたと思っています。今回、修正をして、各戸配布をするような形で考えているのか、その辺の3点についてお聞きしたいと思います。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

それでは、1点目の、1年で実施したらどうかというお話でございますが、計画と致しましては、今回、千葉県の地域防災計画、この夏には南海トラフの関係で改訂があると聞いています。それから昨年の台風に関する改訂については、年度末、来年の3月までに改訂を進めると、今、予定を伺っております。新型コロナの関係で若干遅れているとは思いますが、そういった反映の内容を私ども町の地域防災計画に反映させていくということが1つあります。それから業務自体のですね、今回新しく加えたものとしまして、業務継続計画の検討であるとか、新たに指定が変わります土砂災害区域のハザードマップを作成する、そういったこともございます。従いまして、業務量等を考えましたら2年間を必要とするということがございます。そして、台風災害へもということでございますので、これは一般質問の中でも申し上げましたが、現在検証を進めておりますので、早急にできるものについては、地域防災計画の改訂や初動マニュアルの改訂を待たずに対応していくということで考えております。

それから2点目の自主防災組織につきましては、これは当然地域防災計画の中で担うべき組織でございますので、引き続きその組織の充足率を高めていくということで、自主防災組織自体の役割についても記載をしていく必要があるというように考えております。

それから、3点目の計画自体の配布についてでございますが、報告書は作成するのですが、それぞれハザードマップ、今回見直しと作成をしようとするものが津波と地震と土砂災害のハザードマップでございまして、これについては、当然、住民の皆さんにお配りをする予定をしておりますが、地域防災計画のそのものの概要版についての配布については、現状の見積もりの中では含まれておりません。

**○議長（青木悦子）**

はい、7番 渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

1点目については分かりました。2点目については、いづれにしてもこれから自主防災組織というのは、鋸南町もかなり高齢化してくる中で、非常に重要な組織だと思っています。その辺についてもこれから防災対策の方では十分組み込みをしていただくようお願いしたいと思っています。3点目については、ハザードマップは今後の防災対策には非常に重要なことだと思います。簡単なものを町民に配れるようにして、今後の危機管理、今後の対策も作っていただくことをお願いして、質問を終わります。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はありますか。

はい、9番 鈴木議員。

**○9番（鈴木辰也）**

13ページのですね、8款、1項、2目、14節の工事請負費、第1分団第2分団の詰所の改修工事について伺います。今、改修工事を行うにあたって、やはり新型コロナの問題等で避難所については数があつた方がいいという一般質問の中でも答弁等ありました。もちろん、町の方でもこの改修にあたって、この各詰所を避難所として使えるような工事をすると思っております。ただ、分団員が有事の際に使う場合には、ある程度考えなければならないかもしれませんが、発災時には、こういう詰所に関しても避難所として使用できるような工事だと思いますけれども、この予算内でどのような工事を考えているのか、お伺いします。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

1分団の詰所につきましては、昨年の予算で復旧工事、現在被災したところを直すということで、これについては復旧のための業者を活用しますので、原形復旧ということが基本になります。また、2分団の詰所の改修につきましても、これも復旧事業ということで、起債を仰ぎますので、これもダウンサイジングはしますけれども、今までの詰所と同等の形になると思います。そして、1分団の詰所、今回予算計上しましたその改修の中です、現在の南側事務所についてはガラスが割れて、またピロティの下の天井も被災しております。こういったところを強化する、強風対策ですが、これについては対策を講じて参りたいと思いますので、議員がお話をしていました避難所として使うことはできると思いますけれども、これもやはり有事の際に分団員がそこに詰めて対応するということもありますので、避難所と団員の詰所を共有できるかということについては、今後の課題、これからの協議が必要になってくるのではないかなと思っております。

**○議長（青木悦子）**

はい、9番 鈴木議員。

**○9番（鈴木辰也）**

工事をするに当って、避難所として分団員と共有ができるかどうか、それは発災時に実際そういう場になってみなければ分からないことではありますけれども、工事をするに当って、そういう窓ガラス、南側1分団の方の詰所に関して、周りが全てサッシですから、窓ガラスが割れないような、割れても飛散しないような対策を取るということです。あと、もし仮に避難所として使った時に、避難した人たちが、その避難した場所でしっかりと過ごせるような形式にしておいて頂きたい。それは使えるかどうか分からないということですが、使える場合には、避難した人が安心して避難できるような場所にしておいて頂きたいと考えますが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画長（平野幸男）**

1分団の詰所に関しましては、強風対策ということで、ガラスについては網入りのガラスに替えて参ります。それから、照明、更に空調についてもですね、築年数を考えまして、既に25年を経過しておりますので、そういった空調設備等も変更します。更に集会所としては概ね48畳程度になると思っていますが、これを畳敷きに致しますので、施設としては避難所として受け入れが可能であると思えますし、先ほどの一般質問の中でありましたが、収容しきれないような状況があれば、当然町の施設として開放していくことも念頭に、災害に対応していかなければならないと思っております。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はありますか。

では質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をし、午後4時55分から会議を再開します。

…………… 休憩・午後4時46分 ……………

…………… 再開・午後4時55分 ……………

**◎会議時間の延長**

**○議長（青木悦子）**

それでは休憩を解いて会議を再開します。

ここで会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間の延長を皆さんにお願いしたいと思っております。ただ、今議題となっております議件まで消化して頂きたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

それではお願いします。

**◎議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第14、議案第7号、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題と致します。税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

**○保健福祉課長（加藤芳博）**

議案第7号、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明致します。1ページをお願い致します。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ370万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億78万8千円とするものでございます。歳出からご説明致しますので、最終7ページをお願い致します。

2款保険給付費、1項、1目一般被保険者療養給付費、500万円の減、3目一般被保険者療養費、500万円の増は、台風第15号及び台風第19号により住宅に半壊以上の被害を受けた被保険者に係ります医療機関窓口で支払うべき一部負担金について、一部負担金免除証明書を提示せず、保険者から還付する場合、予算科目を療養費から支出するものとするとの通知を受け、組み替えを行うものです。

2款保険給付費、7項傷病手当金、1目傷病手当金370万円は、科目を新設するもので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策の一環として、被用者で感染した者、又は、感染が疑われる者が、労務に服することができず、給料等の支給も受けられない場合に給付しようとするものでございます。続いて歳入についてご説明致しますので、6ページをお願い致します。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節の特別交付金370万円は、傷病手当金の給付に対し、10分の10の割合で特別調整交付金から交付されるものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第15、議案第8号、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

**○保健福祉課長（杉田和信）**

議案第8号、令和2年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険料の第1号被保険者に係る第1段階から第3段階までの区分に該当する低所得の方の保険料率の負担について、昨年10月の消費税等の税率引上げを反映した軽減の措置を講じた当該保険料率の改定に係る補正をお願いするものでございます。なお、歳入歳出予算の総額を変更しない財源更正による補正予算でございます。

それでは、歳入からご説明させていただきます。6ページをお願い致します。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料1、802万4千円の減額ですが、現年度分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料について、段階において軽減される保険料額に当該段階ごとの被保険者見込数を乗じた額の総額を計上致しました。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第5目低所得者保険料軽減繰入金1、802万4千円

の増額ですが、一般会計における繰出額を計上致しました。

次に歳出でございますが、7ページをお願い致します。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費から9ページ最後の欄、第6項特定入所者介護サービス費までは、歳入における介護保険料及び一般会計繰入金の補正に伴い、財源内訳の補正をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせて頂きます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

**◎報告第1号の上程・説明・質疑**

**○議長（青木悦子）**

日程第16、報告第1号、令和元年度鋸南町水道事業会計予算繰越報告についてを議題と致します。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

**○建設水道課長（平嶋隆）**

それでは報告第1号、令和元年度鋸南町水道事業会計予算繰越報告についてご説明致します。

令和元年度に配水施設改良事業として、3件の配水管布設替工事を発注致しましたが、その内2件の工事について、受注業者が昨年の台風等の災害等によりまして、工事の遅れが生じ工期を延長したことから、令和元年度中に支払義務が生じないこととなりましたので、地方公営企業法の規定によりまして予算を繰り越すものがございます。

それでは、令和元年度鋸南町水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

上段になります、地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費のうちの配水施設改良事業に係る予算額54,184,900円のうち、31,001,320円を繰越するものがございます。

次に下段になりますが、同条第2項ただし書の規定による事故繰越額でございますが、1款水道事業費、1項営業費用のうち修繕費、消火栓改修工事に係る予算額4,555,100円のうち3,685,000円を繰越するものがございます。

以上で、報告を終わります。

**○議長（青木悦子）**

報告が終わりました。

報告事項ではありますが、確認したい点などございますか。

特にないようですので、以上で報告第1号を終了します。

ここで、暫時休憩をします。着席のままお待ちください。

…………… **休憩・午後5時05分** ……………

…………… **再開・午後5時06分** ……………

令和 2 年第 4 回 鋸南町 議会 定例会 議事 日程〔第 1 号の追加 1〕

令和 2 年 6 月 9 日

追加 日程 第 1 議案 第 9 号 工事請負契約の締結について（海洋センター改修工事）

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて、会議を再開致します。

**◎追加日程の決定**

**○議長（青木悦子）**

ただ今、休憩中に追加議事日程及び追加議案の提出がなされましたので、お手元に配布致しました。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

配布漏れなしと認めます。

ただいま提出されました、議案第9号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、議案第9号を日程に追加することに決定致しました。

**◎追加議案に対する提案理由の説明**

町長より追加議案に対する、提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

**○町長（白石治和）**

本定例会に追加議案として、お願いを致します議案の概略を申し上げます。

議案第9号、工事請負契約の締結についてでございますが、海洋センター改修工事に係る、工事請負契約を締結致したく、議会の議決をお願いするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。以上であります。

## ◎議案第9の上程・説明・質疑・討論・採決

### ○議長（青木悦子）

追加日程第1、議案第9号、工事請負契約の締結について、海洋センター改修工事を議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第9号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

工事請負契約を締結しようとする工事は、海洋センター改修工事であります。去る5月28日、事後審査型制限付き一般競争入札方式により、入札を執行した結果、落札された、住所、千葉県安房郡鋸南町下佐久間855番地、氏名、東海建設株式会社鋸南支店、支店長、平田英雄と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

契約金額は、5,577万円であり、予定価格が5千万円以上でありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い致します。

### ○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

### ○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり可決されました。

## ◎閉会の宣言

### ○議長（青木悦子）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。  
よって、令和2年第4回鋸南町議会定例会を閉会致します。  
皆さんご苦勞さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 後 5 時 1 1 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 8月21日

議 会 議 長 青 木 悦 子

署 名 議 員 笹 生 久 男

署 名 議 員 渡 邊 信 廣